

無準師範「板渡しの墨蹟」「徳敷の円爾宛て尺牘」 「山門疏」の再考察

芳澤勝弘

俗に「板渡しの墨蹟」とよばれる無準師範の円爾宛て尺牘の墨蹟がある。これと同時に日本に将来されたのが「徳敷の円爾宛尺牘」と、いわゆる「山門疏」とよばれる、二つの墨蹟である。この三つの墨蹟は、これらが書かれた時代よりものに、日本で始まった茶の湯における掛け物として珍重されて来た歴史がある。この墨蹟が現在ともに国宝・重要文化財に指定されている所以である。

一方でこの三つの墨蹟は、日本と中国との文化交流における重要な事跡に関わるものである。かつて無準師範が住する径山万寿寺が火災にあつたとき、径山で無準について学んだ東福寺開山の聖一国師（円爾）が、日本から復興のための材千枚を送つたことがあつたが、これらの墨蹟にはそのことに関する記事が含まれている。

後者の視点によつて、これらの墨蹟を「歴史文書」としてよむことを、つとに提唱したのは西尾賢隆氏である。氏は旧來の読みの誤りを訂し、日中禪宗の交流という文脈の中に、この「歴史文書」を位置づけた（西尾賢隆『中世禅僧の墨蹟と日中交流』、二〇一一年、吉川弘文館）。茶の湯文化で珍重される墨蹟美術という枠から解放したことの意義は大きい。

旧来の読みは訂正され、新しい解釈が提示されたが、なお未決事項が多くあると思われる。本稿の目的はそれらの解明にある。字が正しく書かれているか、正しく読めているか、正しく解釈されているか、という検証である。これらの検証によつて至つた結論は、無準の「板渡しの墨蹟」と「徳敷の円爾宛尺牘」とは、本人の真筆ではなく写しであるということである。

このような「写し」は茶の湯文化の隆盛のなかでしばしば見られるもので、そのことは江月宗玩の『墨蹟之寫』という膨大な史料群の中に数多く記されている事実である。「写し」そのものも、いわば日本文化の一端としてとらえねばならないだろう。本稿ではそのことについては触れないが、いずれ稿をあらためて検証してみたい。

写しとはいえ、これらの歴史文書的重要性と貴重性はいささかも減ずることではない。よくぞこのような写しが残つたものだと思ふ。殊に「徳敷墨蹟」は「板渡し」の裏事情を生々しく伝える第一級の情報を含んでいる。史料はさまざまな観点から精密に読まれなくてはならない。ここにいささか精読を試み、その一端を示し、大方のご批判を仰ぐものである。

【一】「板渡し」の墨蹟（無準師範の円爾宛尺牘）

この墨蹟はかつて、大名茶人の松平不昧公（治郷。一七五二～一八一八）が所持していたことで知られている。不昧公以前にも所蔵の移転があつたようである。戦前に松平家から国に寄贈され、現在は東京国立博物館蔵となっている。以下、全体を三つにわけて、翻刻、訓読、現代語訳、そして注をくわえる。原本の誤写

と思われるところはゴシックで示し、正しいものを《》で補い、脱字は（）で補った。また、引用文中で筆者がつけた注は（Ⅱ）と表記した。

この尺牘の写真は、国立文化財機構のHP「e國寶」<https://emuseum.nich.go.jp>で見ることが出来る。

〔一一一〕

師範和南手白日本承天堂頭長老。維時隆暑、緬惟、道体安隱。去秋初、能上人來、收書、且知住持有《為》況、老懷慰喜。又荷遠念、山門興復重大、特化千板為助。良感道義。不謂、巨舟之來。為風濤所鼓、其同宗者多有所失。此舟幸得泊華亭。

師範、和南して手づから日本承天堂頭長老に白す。維れ時隆暑、緬かに惟みるに、道体安穩なりや。去秋の初め、能上人來たつて、書を收め、且つ住持の為況を知り、老懷慰喜せり。又た遠念を荷つて、山門の興復重大なるに、特に千板を化して助を為せり。良に道義に感ず。謂わざりき、巨舟の來たらんとは。風濤の為に鼓たれ、其の同宗の者、多くは失わるる有るに、此の舟は幸いに華亭に泊することを得たり。

〈訳〉

師範、合掌礼拝して自ら書簡で日本国承天寺和尚に申し上げます。時下、盛夏の候、遙かな地から、和尚の健康なることを念じあげます、お元気のことと拝察します。

去年の秋初め、能上人が来られて、あなたからの書簡を拝受し、あなたが承天寺で仏法護持興隆をなさっている現況を知り、嬉しく存じました。また遙か遠方より思いやりを頂戴し、当寺復興の重大事業のときに、特に千枚の板をご寄付下さり援助していただきました。まことに仏道への深い思いに感動いたしております。まさか（遠く離れた日本から材木を積んだ）巨船が来るとは思いませんでした。風や浪に打たれて、多くの仲間が命を失うことが多々あるのに、この船は幸いにも華亭に着き停泊することができました。

○和南Ⅱ梵語のヲナ。合掌礼拝。『翻訳名義集』に「槃那寐。或いは槃談と名づく。訛して和南と云う。皆な我れ礼すと翻す」。『行事鈔』僧像致敬篇に、「四分に、上座の前に至つて、革屣を脱して右肩を偏袒し、合掌して両足を執つて、我が和南すと云つて礼を作すべし」。

○手白Ⅱ「手」は、自らの手で書くこと。直筆の書簡を「手柬」「手函」「手翰」などという。和語で「てづから」、「他人にさせないで、直接自分の手をくだしてするさまをいう」（『日本国語大辞典』）。

○維時隆暑Ⅱ「隆暑」は盛暑。蘇軾「蔡景繁に与う」十四

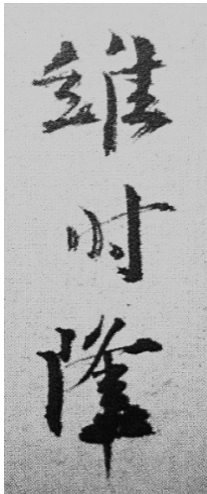
首の二に「近ごろ書を奉る、思うに必ず達せん。比日、

不審、茲の隆暑を履て尊体何如（近奉書、想必達。比日、

不審履茲隆暑、尊体何如）。「隆」字、塗り重ねたような

跡が見えるのは不審である。国立文化財機構のHP「e

國寶」<https://emuseum.nich.go.jp/>、この部分を拡大して見ることができる。



○道体安隱Ⅱ「安隱」は「安穩」に通じ用いる。經典などに「大無畏安隱之處」「無量安隱快樂」「得安隱、樂

世間の楽」などの例が多くある。

○能上人Ⅱ日本から板を届けた責任者。板の到着を確認し、無準からこの書状を預かって日本に帰った。
○収書Ⅱ能上人が持つてきた円爾からの書簡を受け取った。

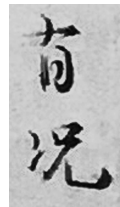
○且知住持有《為》況、老懷慰喜Ⅱ西尾氏訓、「且つ住持況有ることを知り、老懷慰喜す」（傍点芳澤。以下同じ）。「そして、あなたの近況を知ったことは、私のなによりのお慰めです」と訳す。

ここの「住持」は、いわゆる住持職のことではなく、「仏法を久住護持する（久住護持仏法）」ことをいう。『円覚經』に「一切如来、光嚴住持」。『輔教編』卷四、「広原教に曰く、〈教に住持と謂う者は何の謂ぞ〉。

〈住持とは、人に藉^かつて其の法を持し、之をして永く住^みして泯^みせざらしむるを謂う〉（教謂住持者何謂也。住持也者、謂藉人持其法使之永住而不泯也）」。

「有況」は未穩。『東福寺誌』では「住持有「近」況」とするが（四二頁、これでは「近況有つて」と訓まざるを得ず、語法的に成り立たない。のちに述べるように、この尺牘は決定的な理由があつて、無準の真跡ではなく写しと思われる。したがつて、誤写の可能性もあることを考慮に入れて考えるならば、あるいは「有況」の部分は尺牘でよく用いられる「為況」ではないか。「有」と「為」の草書体は近似することもある。「為況」の例を左にあげる。

『仏光国師語録』「無象和尚に答うる書」に「忽ち恵書を拝し、且つ、為況を知る。道を以て自牧し、世表に超然として、日びに万象の与に法を説かる。老懷、欣喜に勝えず（忽拝恵書、且知為況。以道自牧、超然世表、日与万象說法。老懷不勝欣喜）。黄庭堅「徐師川に与うる書」に、「三哥、為況如何。想うに、読書作文



は廃せざらん（三哥為況如何。想不廢読書作文）。また、朱熹の「度周卿に答う」に、「比来、為況如何。読書に探道に、亦た頗る新功有りや否や（比来為況如何。読書探道、亦頗有新功否耶）」などとある。「且知住持為況、老懷慰喜」であれば文意は明瞭なものとなる。

○荷遠念_ニ西尾氏、「遠念を荷い」と訓じ、「遠大な志を引き受け」と訳し、注に「遠念は、『文選』卷二十八、陸士衡、悲哉行に「寤寐遠念多く、緬然として飛沈の若し」とある、遠くの人を思う心、といったことではなく、遠大な志、思い、という意味であろう。荷という動詞からそう考える」とする。

『漢語大詞典』「遠念」に「遠方の人あるいは物に対する思念」とある。蘇軾「達滕道に与う」六十八の六十に、「某、屏居すること昨の如し。舍弟の子由、安問を得たり。此の外、遠念を煩さされ（此外不煩遠念）。この場合、書簡を宛てた達滕道に対して「どうか遠くからご心配なさらないでください」といったもの。今ここでの「遠念」は、はるか遠く日本から、径山の火災のことを案じての思いやりということ。

また「荷」は「承受恩徳」の義。『名義抄』に「カフル」の古訓がある。『日本国語大辞典』「こうぶる、こうむる」②に「ある行為や恩恵などを受ける。いただく。『蘇軾文集』「湖州謝上表」に、「臣独だ寸長も無きに、先帝の誤恩（＝過分の恩）を荷り、三館（＝昭文館・史館・集賢院という名譽ある官職）に擢實（＝拔擢）され、陛下の過聴（＝意見を誤って聴く。謙詞）を蒙り、付するに両州（＝登州と杭州の二赴任地）を以てさる（臣独無寸長。荷、先帝之誤恩、擢實三館、蒙陛下之過聴、付以両州）。この用例では「荷」と「蒙」は対になっているので、同じ意味だとわかる。

○山門興復重大_ニこの「山門」は、門のことではなく寺域全般をいう。「天下南禅寺記」に「文和天子、新たに山門を立つ、瑞龍山太平興国南禅寺と曰う」。

○特化千板為助Ⅱ「化」は、勸化。金品を信者に勧めて出させること。しかし、ここでは日本側が「寄進した」ことをいう。「千板」、「徳敷尺牘」で「版木」「蒙捨之板」というもの。この「千板」が、具体的にはどのようなものだったのかについては後出の「補説」で考証する。

○為風濤所鼓、其同宗者多有所失Ⅱ二つの「所」はいずれも受け身。「同宗」、ほかの禅僧たちのこと。

○此舟幸得泊華亭Ⅱ華亭は、現在の上海市嘉定区。

「二二」

又以、朝廷以為内地、不許抽解。維持一年、方得遂意。今到華亭、已領五百三十片。其三百五十片、尚在慶元、未得入手。余乙百四十片、別缸未到。且留能上人在此、少住後見數目分曉、却津発其婦。方得作書、致謝綱使謝丈大檀越也。

又た以みるに、朝廷、内地と為すを以て抽解を許さず。維持すること一年、方めて意を遂ぐることを得たり。今、華亭に到り、已に五百三十片を領せり。其の三百五十片は尚お慶元に在つて、未だ入手することを得ず。余の乙百四十片は、別缸未だ到らず。且らく能上人を此に留め、少らく住まつて後に數目の分曉なるを見て、却つて其の婦りを津発せん。方めて書を作ることを得て、謝を綱使謝丈大檀越に致す。

〈訳〉

また、政府は（この華亭は関税手続きのできない）内地だとして、通関手続きをすることを許さず、そのために、一年ここに留められました。そして、ここに一年、ようやく初めて、（私どもの）希望を叶えることができました。今、華亭に来て、すでに五百三十枚を領収いたしました。三百五十枚分はまだ慶元にあるので、まだ入手しておりません。その他の百四十枚分については、（それを載せた）別船がまだ着いておりません。そこで、能上人をこの地に逗留させ、しばらく滞在して（すべての材木が届いた後に）数目をはつきりと確認してもらい、それから帰りの船に出発してもらいうことになりました。ここに初めて書簡を書くことができたので、（まずは）大檀越である謝綱使に感謝を申し上げます。

○朝廷以為内地、不許抽解_〓西尾氏は「又た朝廷内地と以為し抽解を許さざるを以て」と訓じ、「ところが、朝廷は華亭を内地とし関税手続きが許可されないということだ」と訳す。「朝廷」は、政府というほどの意味。原本では、「又以」の次に尊長すべき「朝廷」という語があるので、ここで改行（平出）している。よつて「又た以_{おも}みるに」と訓じて下につづけるべきであろう。

「内地」は、開港場以外の地。不開港場というに同じ。「開港場」とは、外国との通商貿易を許された港。一国内を移動する貨物に課せられる関税を「内地関税」という。「抽解」は、禪門では、禪堂での坐禅の合間における、経行_{きんぎん}の後の二便往来_{にべん}などの休憩時間を指すことがあるが、ここではそれとは別義で、古代中国の沿岸部の貿易税を指す言葉で、租税を取ることをいう。商品を検査して課税することを「驗貨抽解」という。

無著道忠の『禪林象器箋』「抽解」に、「忠曰く、或いは坐禪の中間に僧堂を出でて少らく休息す。或いは新掛搭の人、寮に帰つて安息す。皆な抽解と曰う。抽解は袈裟を抽いて解くなり。……或いは蕃船の貨物の抽貢（＝課税）するを抽解と曰う者有り。甚だ前の義と相渉らず。且らく録して聞見を広む」として、さらに以下の用例をあげている。『宋史』食貨志、互市舶（＝海関、税関）の法に云う、「熙寧の初め、市舶を立（＝設立）して以て物貨を通ず。旧法、抽解に定数有つて之を取ることを苛ならず。犀角象齒の如きは十分に二を抽く。珠は十分に一を抽く。『元史』食貨志、市舶に云う、「毎歳、舶商を蕃邦に招集して、珠翠香貨等の物を博易す。次の年廻帆するに及んで、例に依つて抽解す。是に於いて双抽単抽の制を定む。双抽は蕃貨なり。単抽は土貨なり。」「双抽」は「単抽」の二倍である。ただし、右の『元史』食貨志にいう税制は至元二十七年（一二九〇）に改められたものだから、「板渡しの墨蹟」よりのちの時代のものである。

「朝廷以為内地、不許抽解」は、分かりにくい表現だが、「税を納めることを許されなかった」のではなく「通関許可が得られなかった」ということであろう。これは「徳敷尺牘」に出る「人情銭」という特別の賦課金を請求されていた事情と関わるものと思われる。詳しくは「徳敷尺牘」のところで考証する。

○維持一年、方得遂意〓「維持」は不審。「徳敷尺牘」に「山門建造、正乏維持」とあるが、この「維持」は「持続すること。もちこたえること」という通常の意味である。同じ意味をここの文脈に当てはめると意味不明になる。貨物は引き渡されず役所の管理下となり、「そのままで一年たつた」と解した。「維」には「繋ぐ」の意味があるので、あるいは、船が華亭に繋留されたことをいうか。

○今到華亭、已領五百三十片。其三百五十片、尚在慶元、未得入手。余乙百四十片、別舡未到〓この表現に

よれば、三艘の船で運ばれたことになる。最初の船は慶元（寧波）を経て華亭に來たものか。三艘目の船は今どこにいるのか特定できないが、積んだ板の数だけは書いてある。

五百三十片+三百五十片+乙百四十片=二〇二〇枚。先の「一一一」では「千板」とあったが、それは略数ということになる。「德敷尺牘」の「二一六」では、「已先領五百三十片、帰寺訖。外三百三十片、尚在慶元府。繼用經劃請歸。余百四十片未至。亦欲知之」とあり、慶元にある分が無準の報告より二十片少なくなっていて、合計ちょうど一〇〇〇になっている。

○尚在慶元=慶元は、浙江省寧波市鄞県。

○且留能上人在此少住後見数目分曉、却津発其帰=能上人を華亭に留めて全貨物の到着をもつて総数を確認させ、それが終わってから能上人を出発させた。

「津発」は、『漢語大詞典』には「由水路運送（=水路で運送する）」とあるが、ここでは「津発其帰」とあるので、その義は適用しがたい。『幻住庵清規』「摂養」で、病僧が郷里に歸るに際しての心得をいうところで、「亦た須らく人の扶助する有つて、^{すなわ}迺其の帰を津発すべし（亦須有人扶助、迺可津発其帰）」とある。無著道忠は『禪林象器箋』「津送」で、「一山曰く、津は発なり」という説を引いた上で、多くの例を引いて詳しく考証している。「忠曰く、津の字、韻書に発の訓無し。余謂えらく、津送は人の去ること譬えば舟の津を発するが如くにして、人、之を送るなり。……今、略^はば数証を引かん」として、左の用例をあげる。

『伝灯録』招賢会通禪師章に云う、「師、帰つて寧省（=帰省）せんことを乞う。帝、其の賜う所を厚うして、有司に勅して津遣す。『禪林宝訓』に云く、「晦堂曰く、先師、衲^{のす}子の親老に省侍すと聞いて、氣

色穆然として顔面に見わる。礼を尽くして津遣す。又た云く、「死心、翠巖に住す。覺範が海外（＝辺境の地）に竄逐（＝放逐）せられ、道、南昌に過ぐと聞いて、邀（むか）えて山中に帰り、迎待（＝もてなす）すること連日、礼を厚うして津送す」。『六学僧伝』宋の道猷の伝に云う、「宋の文帝、慧観に問う、（生公の頓悟成仏の義、誰か能く復た通ずる者なる）。観、猷を以て対（こた）う。即ち臨川に詔（みことのり）して、津発して都に至らしむ」。『癡絶冲禅師録』夏中普説に云う、「是の時、円悟、道、一代に尊し。子蒼、先に書を遣わして円悟の口氣を探る（＝言葉の端々から、その本心や意向をさぐる）。然して妙喜を津発して雲居に帰らしむ」。『古林茂禅師録』の行実に、「省割、建康に下つて津発する者再び」。『翦灯余話』芙蓉屏の記に云う、「高公、崔英に奴婢各おの（ひと）りを贈る。津遣して道に就かしむ」。

これによれば、「津発」も「津遣」も「人が去りゆくを送る」義となる。

○方得作書〓この前に何らかの文があるほうが文脈は自然な流れになる。

○致謝綱使謝丈大檀越也〓「綱使」、宋から日本へ渡来し日宋貿易に従事した商人は「綱首」または「綱使」と呼ばれていた。「綱首」は船首ないしは貿易の責任者。「謝丈」、謝国明。「丈」は男性の名の下につけて敬意を表わす語。

【一三】

嘗聞、日本教律甚盛、而禅宗未振。今長老既能堅立此宗。当一々依従上仏祖所行、無有不殊勝矣。便中略此布復、未及詳具。余宜為大法多々珍愛、是祝。師範和南手白。

嘗て聞く、日本は教律甚だ盛んにして禪宗未だ振わずと。今、長老既に能く此の宗を豎立せり。當に一々、從上の仏祖の所行に依らば、殊勝ならざること有ること無かるべし。便中、略ぼ此を布復するも、未だ詳らかに具するに及ばず。余は宜しく大法の為に多々珍愛すべし、是れ祝る。師範、和南手白。

〈訳〉

かねてより、日本では教律は甚だ盛んであるが禪宗はまだまだ振ってはいないと聞いておりましたが、今や、円爾長老によつて禪宗がしつかりと建立されたのです。すべてにおいて、從上の仏祖の所行に依るならば、素晴らしい結果にならないはずはありません。便りに託してあらましを記しましたが、詳細を尽くしきつてはおりません。大法樹立のためくれぐれもご自愛下さるよう、お祈りいたします。師範、和南手白。

○嘗聞日本教律甚盛、而禪宗未振。今長老既能豎立此宗。當一々依從上仏祖所行、無有不殊勝矣。このところ、鉄牛円心（二二五四―一三二六）が編集した『聖一国師年譜』の四十一歳条には、『嘗聞日本教律甚盛、而禪宗未振。今長老既能豎立此宗。當一々依從上仏祖所行、無有不殊勝矣。云云。録到、上堂語要、甚愜老懷』とある。「云云」は省略を表わす語であるから、真蹟の尺牘を書いた無準師範自身が「云云」と記すことはありえない。この部分にさらに何らかの記述があつたが、他者（あるいは鉄牛自身）がこれを写し記録する際に「云云」と省略したことになる。

また、虎関師鍊（二二七八―一三四六）が撰述した『元亨釈書』卷七、恵日山辯円章では、この部分をつ

ぎのように記録している。「仏鑑答書略曰、嘗聞日本教律甚盛而禪宗未振。今長老既能豎立此宗。当一一依従上仏祖法式。又録到。上堂語要、甚慙老懷」。『年譜』で「所行」とあるところが「法式」、「云云」とあるところが「又」となっている。虎関師錬は何によって記録したのか。少なくとも鉄牛円心の『年譜』の記事をそのまま写したのではないようだ。「録到。上堂語要、甚慙老懷」とは、「円爾の承天寺入寺法語が届いた。中でも上堂の法語が私の思いになつた」ということである。

ここで問題となるのは、右の傍線部分の記述が、国宝本「板渡しの墨蹟」にはないことである。もしかしたら、原本からこの部分を切りのけて軸に仕立てたことも考えられるが、原本には継ぎ目などは見えないので、それは考えにくい。

ないものは写すことはできない。したがって、鉄牛と虎関は現存する国宝本「板渡しの墨蹟」を見て写したのではないことになる。国宝本とは別の資料を見たのである。鉄牛と虎関が見たものが真蹟原本か、あるいはその系統につながる資料ということになるだろう。国宝本「板渡しの墨蹟」は真蹟の原本ではなく、原本の一部を省略し抄録した写しであることを示すものである。

○便中略此布復、未及詳具。『布復』は布覆に同じ。『漢語大詞典』に「書信用語。意見を述べて相手に答え返信すること」。この前に「又録到。上堂語要、甚慙老懷」があつたとしたら、文の流れとつながりが不自然なものになる。真蹟にはさらに多くの記述があつたものと思われる。

○余宜為大法多々珍愛、是祝。『余宜』文末で相手の健康などを祈念するときの文格で、「余宜保愛（余は宜しく保愛すべし）」などという調子で用いられる。「多々」は「くれぐれも」というニュアンス。『聖一国師語録』所収の無準師範の円爾宛て尺牘に「多々、為大法自愛。不一」。『仏光国師語録』「聖一和尚に

与うる書」に「天寒、多多、為師道珍護。不宣」。「珍愛」は、保重。『蘇軾文集』「程彝仲に与う」六首の三に、「都下を盤桓（ばんかん）して、為況何如（いきやういかん）。惟順時珍愛」。

最後に文章の流れを確認するために、鉄牛の記録にあつて国宝本にない部分を補つて、全体を通じた訳文をあげておく。

〈全訳〉

師範、合掌礼拝して自ら書簡で日本国承天寺和尚に申し上げます。時下、盛暑の候、遥かな地から、和尚の健康なることを念じあげます、お元氣のことと拝察します。

去年の秋初め、能上人が来られて、あなたからの書簡を拝受し、あなたが承天寺で仏法護持興隆をなさつてゐる現況を知り、嬉しく存じました。また遥か遠方より思いやりを頂戴し、当寺復興の重大事業のときに、特に千枚の板をご寄付下さり援助していただきました。まことに仏道への深い思いに感動いたしております。まさか（遠く離れた日本から材木を積んだ）巨船が来るとは思いませんでした。風や浪に打たれて、多くの仲間が命を失うことが多々あるのに、この船は幸いにも華亭に着き停泊することができました。

また、政府は（この華亭は関税手続きのできない）内地だとして、通関手続きをすることを許さず、そのために、一年ここに留められました。そして、ここに一年、ようやく初めて、（私どもの）希望を叶えることができました。今、華亭に来て、すでに五百三十枚を領収いたしました。三百五十枚分はまだ慶元にあるので、まだ入手しておりません。その他の百四十枚分については、（それを載せた）別船がまだ着いておりません。そこで、能上人をこの地に逗留させ、しばらく滞在して（すべての材木が届いた後に）数目をはつきりと確認

してもらい、それから帰りの船に出発してもらったことになりました。ここに初めて書簡を書くことができましたので、(まずは)大檀越である謝綱使に感謝を申し上げます。

かねてより、日本では教律は甚だ盛んであるが禪宗はまだまだ振ってはいないと聞いておりましたが、今や、円爾長老によって禪宗がしっかりと建立されたのです。すべてにおいて、従上の仏祖の所行に依るならば、素晴らしい結果にならないはずはありません。(云云。録到れり。上堂の語要、甚だ老懷に愜えり)。便りに託してあらましを記しましたが、詳細を尽くしきつてはおりません。大法樹立のためくれぐれもご自愛下さるよう、お祈りいたします。師範、和南手白。

【二】徳敷の円爾宛て尺牘

この墨蹟はもと長谷川家の所蔵だったもので、現在は、東京国立博物館の蔵品となっている。以下にいくつか指摘するように、脱字、誤写、上書きと思われるものが数カ所ある。しかし、この書簡には「板渡し」が行われた事情が無準師範の「板渡しの墨蹟」より詳しく述べられている。ことに、当局から「人情銭」なるものを要求され、それが支払えずに荷揚げができない状況を詳細に記している。以下、いくつかに分けて検討する。

この尺牘の写真は、国立文化財機構「e 國寶」のHP (<https://emuseum.nich.go.jp>) で見ることができ

【二一】

德敷咨目再拜上覆日本承天堂（頭）和尚尊属禅师。維時仲夏之月、暑氣益隆。共惟、高提仏鑑、日本並明、榮鎮名藍、縑素帰敬。尊候動止万福。德敷叨冒監寺之時、常聆誨。益違遠、條経七禩。相距殊邦、無由瞻礼。一誠傾仰、听夕不忘。

德敷、咨目再拜して日本承天堂頭和尚尊属禅师に上覆す。

維れ時仲夏の月、暑氣益ます隆なり。共しく惟みれば、高く仏鑑を提げて、日本に明を並べ、名藍を榮鎮して縑素帰敬す。尊候、動止万福ならん。德敷、叨りに監寺を冒せし時、常に誨益を聆けり。違遠して條ち七禩を経たり。殊邦に相距てて、瞻礼するに由無し。一誠傾仰して、听夕にも忘れず。

〈訳〉

わたくし德敷、咨目再拜して日本承天寺の堂頭和尚尊属禅师に申し上げます。

時はまさに五月、暑氣いよいよ盛んであります。恭しく惟みれば、（禅师は）高く（仏法の鏡というべき）仏鑑禅師の正法を高くかかげ、（中国の無準禅師とともに）日本にも（承天寺和尚が）その輝きを表わし、承天寺という立派な禅寺を、誉れ高く董し、僧俗の尊敬を集めておられることと存じます。

禅师におかれましては、ご健勝のことと存じます。私がかつて径山で監寺の職をさせていたいた時には、常にお教えを頂いておりました。それより、お互いに遠く離れることになり、早や七年がたち、異国

にあるために拝礼することもできませんが、私のすべての誠を傾けて、朝夕にも忘れることはございません。

○徳敷 五島美術館蔵の「山門疏」に「幹縁都監寺 徳敷」と、その名前が出る。幹縁（勸縁）という募財事業の責任者である。

○咨目再拝上覆 〓あえて訳せば、（以下の件々に）お目通しいただきたく再拝して（この書簡を）申し上げます。「咨目」は諮目に同じ。『漢語大詞典』『諮目』に「咨請過目」、「お目通しを願う」という意の書簡用語。『仏光録』に載せる院豪の尺牘に、「院豪、咨目、再拝して建長堂頭大和尚の尊前に覆す（院豪咨目再拝覆建長堂頭大和尚尊前）」。他にも「咨目拝覆」「咨目百拝」などがある。書簡の末尾にも用いられる。

「再拝」、西尾氏は「拝行」とよみ、「従来、田山方南氏が……再拝と読んでいるのを、今枝愛真氏のように拝行と読まなくてはならない」（五二頁）とするが、「拝行」の語は未検。「拝」の草書体は、『草書大字典』（昭和四十七年、講談社、五五八頁）に「拝」字の草書体で字形の似たものがある。「再」字の草書体で、本尺牘の字形に近いものは、いまだ検し得ていないが、意味の上からすれば「再拝」と思われる。常盤山文庫蔵の剣門妙深の「円爾宛尺牘」の冒頭に「妙深頓首再拝」とあり、その「再拝」の書体にやや似るところがある。「再拝」は一般常識では、「書簡文の終わりに相手に敬意を表して用いる語」（『日本国語大辞典』諸橋『大漢和辞典』）とされるが、本尺牘や右に引いた剣門妙深の尺牘のように書簡の冒頭でも用いられる。本尺牘では末尾にも



出ている。「上覆」は「申し上げる」という意味の書簡用語。「覆」は告、白と同じ義。

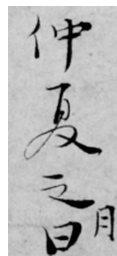
○承天堂（頭）和尚〓「頭」の一字を脱す。冒頭の宛先人物の肩書の一字を脱するという不敬をそのままにして相手に差し出すことなどあり得ないだろう。本尺牘が真蹟の原本ではなく「写し」の疑いを免れない、ひとつの理由である。

○尊属禅师〓「尊属」は目上の親族。ともに無準師範派下にある法類であることをいう。

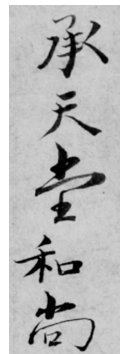
○維時仲夏之月〓五月。「月」字を脱したため脇に補って書いてある。

○高提仏鑑、日本並明〓「仏鑑」は仏教の鏡、手本。そして仏鑑禅师（無準師範）の宗旨をあわせいう。「並明」は、「千日並明」「日月並明」などというように、

二つ以上のものが、その輝きを同じようにあらわすこと。中国には無華が輝き、日本では聖一国師が輝いている。



○榮鎮名藍、縑素帰敬〓「榮鎮」は未検。剣門妙深の円爾宛て尺牘（常盤山文庫蔵）に「榮帰上国」とあるが、その「榮」と同じ。「榮位」「榮転」「榮任」の榮の義。寺に住持することに「鎮」字を用いる例は、『仏光国師語録』に「僧云く、〈只だ相模太守、和尚を請じて名山を坐鎮せしむる如き、畢竟、何の禅瑞か有る〉」。○尊候動止万福〓ごきげんいかが。『禅林象器箋』言語門「尊候」に、「勅修清規告香に云く、参頭云く〈即日時令謹時。共しく惟みれば堂頭和尚、尊候起居万福〉。又た謝掛搭に云く、参頭云く〈移刻、恭しく惟みれば堂頭和尚、尊候起居多福〉。旧説に曰く、候は脈の証候なり。又た曰く、八刻を一辰と為し、十二辰を一日夜と為し、五日を一候と為し、三候を一氣と為し、六氣を一時と為し、四時を一歳と為す。候毎



に人の脈は変換する故に、人の起居を問うて、尊候如何と曰う。言うところは、病悩有ること無きや否やなり」。

○徳敷叨冒監寺Ⅱ「叨冒」は謙遜の表現。『雪巖語録』普説に、「山僧、這裡に到つて、叨りに主席を冒す（山僧到這裡、叨冒主席）」。

○常聆誨益Ⅱ「誨益」、「漢語大詞典」に「教益」。『無象和尚語録』「跋無學和尚法語」に「謂つつべし一言の誨益、千載の佳声なりと（可謂、一言之誨益、千載之佳声也）」。

○違遠倏經七禩Ⅱ「違遠」は、離れ遠ざかる。『蘇軾文集』「范夢得に与える」十の八に「某啓。違、遠二年、瞻仰為勞」。

三二二

山間《門》建造、正乏維持。豈謂、吾尊属眷《看》此名山、師資益著、道望感於巨檀、博施捐於大器。老龍君暗 midpoint 首、窮衲子定表開眸。恩有所帰、福無不被。

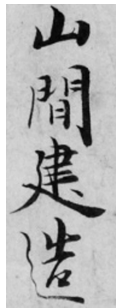
山門の建造、正に維持に乏し。豈に謂わんや、吾が尊属、此の名山を看し、師資益ます著われ、道望、巨檀を感じしめ、博施を大器に捐てんとは。老龍君、暗中に首を点じ、窮衲子、定裏に眸を開けり。恩、帰する所有り、福、被らざるは無し。

〈訳〉

(さて) 当寺の再建については、なかなか(資金を)維持しがたいものがありますが、(そんな折に)我が法縁のあなたが(承天寺という)名刹に住され、無準禪師の嗣法者としての名声がいよいよ著われ、その道望によつて(謝国明という)大檀越を感じしめ、大器に入れるような莫大な布施をしていただくことになろうとは、思いもしなかったことです。護法の龍神もひそかに領き、また径山中の僧たちも坐禪中に目を見開くほどです。その御恩沢はまさに帰すべきところに帰し、径山のすべてがその福沢を蒙っております。

○山間《門》建造、正乏維持〓西尾訳、「山中の建造物は、どうにも維持し

がたいことです」。「山間」の語では意味不通。無準師範の「板渡しの墨蹟」に「山門の興復、重大(山門興復重大)」とあるように「山門」でなけ



ればならない。この場合の「山門」は、門のことではなく寺域全般をいう。「山門造営」などとして頻出する語である。『禅林象器箋』『山門』に、「又た山門を本寺の総称と為す者有り。『伝灯録』牛頭惠忠禪師章に云う(威禪師、山門を以て付属し、訖つて出でて、延祚寺に居す)。「天下南禪寺記」に「文和天子、新たに山門を立つ、瑞龍山太平興国南禪寺と曰う」というが如し。「建造」は、いま進めている再建作業のこと。

この「山間」は、軽率な誤写である。寄付を願う尺牘を書いた当人が、このような意味不明のことを書くことは考えにくい。本尺牘が真蹟ではなく写しであると疑う理由の一つである。「乏維持」は、「乏維持資」ということであろう。

○吾尊属眷《看》此名山〓「吾尊属」は円爾。「名山」は承天寺。「眷」は「眷顧」の義、「目をかける、氣にかける」という意である。ここでなぜ「眷」字があるのか不審である。円爾が承天寺に住していることをいつているのだから「眷」字は不適當である。円爾が承天寺という名刹に「目をかけ、思いを寄せる」ということになってしまふであろう。これまでいくつか見て来たように、本墨蹟にはかなり「書き損じ」が見られる。もしかしたら、草書体がよく似た「看」を「眷」に書き損じたのではあるまいか。「看院」の看である。『虚堂録』に「人の天澤菴を看する、無し（無人看天澤菴）」。

○師資益著〓「師資」は師匠と弟子。すなわち無準師範と円爾。

○博施捐於大器〓「捐」は「捨」、寄進、寄付。「大器」小さな器に盛るようなチマチマした寄進ではなく、大きな器に放り込むほどの高額な寄付。

○老龍君暗中点首〓「老龍君」は護法の龍神。径山寺の土地神である。『臥雲日件録』文安五年正月の条に、「径山回祿（〓火災）の時、大恵塔のみ独り全し。無準怒って曰く、へ土地神、龍王、私心もて偏えに大恵塔のみを護するは何ぞや」と。袖を挙げて火を扇いで其の塔を焼かんと欲す。然れども龍王が擁護の致す所、遂に其の厄を免る、云々。「暗中」は、ひそかに。

【一三】

惟是去歲五月、大舟抵此。適徳敷之平江、督視田畝。彼時付托不得人、失於区処。是致逗留数月。忽二月間、能兄偕綱首諸公力来、委徳敷。

おもん
惟みるに是れ去歲きょさいの五月、大舟だいしゅう、此こゝに抵いたれり。適たまたま徳敷とくふ、平江びんこうに之ゆき、田畝でんほを督視とくしす。彼
の時とき、付托ふたくするに人を得ず、区処くしよを失す。是こゝに逗留とうりゅうを致すこと数月。忽たちまち二月の間、能兄のうひん、
綱首こうしゅ諸公しよこうと偕ともに力来し、徳敷とくふに委ゆたぬ。

〈訳〉

思えば、去年の五月に（日本からの）大船が当地に到着しました。ちょうどそのころ、私は平江びんこうに行つて、
（莊園の）田畑の監督の仕事をしておりました。その時に（到着した船の荷を受け入れる事務を）托す人員を得ら
れなかつたため、その（受け入れの）処理をすることができず、（板は）この地に数ヶ月の間留められること
になつてしまいました。そうしたところへ、この二月に、能上人が綱首の謝国明さんらとともにわざわざ来
られ、（その対応を）私に委ねられたのです。

○去歲五月、大舟抵此こゝいま書簡を書いているのが「仲夏（五月）」であるから、およそ一年前には着岸し
ていたことになる。

○平江びんこう江蘇省蘇州市の古称。

○督視田畝とくしでんほ江蘇省蘇州市の古称。『百丈清規証義記』『知山』に「田を管するを知田と名づく、総管を知
産と名づく。……田畝は時に応じて開墾種植す。怠慢する者は罰す。若し私弊有らば、倍罰して院を出だ
しむ」。

『径山無準禪師行狀』には、広陵にある莊園いでんの園田（＝堤防で囲んで干拓して作った田）が「隱冒」（＝不正

で税のがれのもの」と指摘され、無準みずから朝廷で事情を述べ、特別に免除されたことを記す。また、『東福寺文書』一九「徳璉尺牘案」（円爾宛）に、「二三年来、海の塗田を以て訟えを為すこと擾々たり。時に常住（常住錢。寺の運営費）頗る支梧（処理）に費して、大仏殿、今に至るも未だ完就することを得ず（二三年来、以海塗田、為訟擾々。于時常住頗費支梧、而大仏殿至今未得完就）」とある。ここにいう「圍田」や「塗田」は、水辺にある泥塗の田、新たに沼地を開発した田である。徳敷のような地位の者がわざわざ出向いているのだから、このような荘園の塗田（圍田）をめぐる諸問題の対応処理にあたっていたのかもしれない。

○彼時付托不得人、失於区処。「区処」は処理、始末。去年の五月から今年の二月に至るまで十ヶ月ほど、対応ができず荷揚げすることができていなかったのである。「区処」の語は軽く響くが、後出でわかるように、三万緡という破格の人情錢を要求されていたのである。そんな大難題に対応できる人間がいなかったことを「付托不得人」という。その難問に対処するために、徳敷が平江から出て来たのであろう。

○是致逗留数月。「是」に逗留を致すこと数月の訓は、漢語としては無理があるようにも思う。「是れ逗留すること数月なるを致く」とも訓める。あるいは「致」字は「故」の誤写であるかも知れない。「是の故に逗留すること数月」であれば、きわめて単純明快である。

○忽二月間「二ヶ月ではなく、二月ということ。」

○能兄偕綱首諸公力来、委徳敷。「力来」は不審。諸橋『大漢和辞典』「力来」に「いたはり勉めしめる。ねぎらふ」という義があり、『漢書』王莽伝の「力来農事、以豊年穀」の例をあげ、注に「師古曰く、力来、勤勉之也。王先謙補注に、力来、猶劳来」とするが、今ここでは「劳来＝ねぎらう」の意は採用しが

たい。まだ何も大問題は解決していないのだから「ねぎらう」ことはないだろう。『漢語大詞典』には「力来」を立項していない。あるいは、「著力来」とか「勞力来」か。「能兄」は「板渡し墨蹟」に能上人と出る。中国に在つて「板渡し」の事業を差配した日本側の人物である。人情錢三万緡の要求という難題に対処するために、日本側の関係者、船主の謝国明らも慶元（寧波）から呼ばれたのであろう。ならば「著力来」がふさわしいが、「力めて来たつて」と訓じてもいいか。ともかく、この難題の解決を徳敷に委ねたのである。

【二一四】

為之致力、未免絳朝省。陳請爾。用過人情錢參万緡、此蓋不可免。皆徳敷於府第借貸濟用。能兄諸公歴々皆知。臨解纜之時、又無此項可還。諸人俱來面訴、作合同文、約借起來年夏信舡至送還。或言版本抵折《折》。

之が為に力を致すも、未だ朝省を経るを免れず。陳請するのみ。人情錢參万緡を用過せり。此れ蓋し免る可からず。皆な徳敷、府第に於いて借貸して濟用せり。能兄諸公、歴々として皆な知る。解纜の時に臨んで、又た此の項の還す可き無し。諸人俱に來たつて面訴し、合同文を作り、借は來年の夏、信舡の至るを起して送還することを約せり。或ものは言う、版本抵折せんと。

〈訳〉

（私はこの対応に）努力していますが、役所の手続きを経ないわけにはいかないのです。ただ陳情するしかありません。（そんな事情の中で）人情錢三万緡を払いました。これは免れようのないことです。（その三万緡は）私が役所から前借りする形で払うことにしました。能上人および諸公もみな、はつきりとそのことを承知しておられます。船の出帆の時になつても、この金子を納めることができなかつたので、関係者がともに役所に来て、（担当者に）面会して直接に訴え、（前借りして納めたという）証文を作成し、来年の夏に書信船が来てから渡すことを約束いたしました。（役人の中の）ある者は、板木^{はんぼく}（の一部を）抵当にし（人情錢分とし）て現物納入し差し引きにするのはどうかと言うものもありました。

この一段は、人情錢の三万緡を（渡すべき相手である役所から）前借りして渡すことにし約諾書を交わしたので、その三万緡は来年の船が来たときに確実に支払えるようにしてほしい、という内容である。

西尾氏はこの人情錢を「政府に入る関税」と解釈している。これに対して、「人情錢は貿易の対価」であるとしたのが榎本渉氏である（『東アジア海域と日中交流』、二〇〇七年、吉川弘文館。以下、引用はすべて同書）。

榎本氏は、この三万緡は関税でもなく贈物でもなく、貿易の対価だとしている（同書九五頁）。西尾氏はこの「貿易の対価」説を否定しているが（五〇頁）、妥当であると賛同する。ただし、左に述べるように、人情錢とは、正規の関税とは別に要求された一種の賄賂のことである。

○未免經朝省、陳請爾^ニ「朝省」は政府機関、役所のことだが、「經朝省」は、役所の手続きを経ることをいう。『蘇軾文集』「貢院劄子」四首の四に「朝省を経て状を下され、本院に送下することを蒙るも、亦た

只だ是れ条に坐して告示するのみ（有經、朝省下狀、蒙送下本院、亦只是坐条告示）。これは、「（案件が）中央官庁を経て（正式な）公文書として下され、（試験の実施機関である）貢院へと送り届けられたが、それに対する貢院の対応は、ただ既定の条文に当てはめて告示するだけのものだった」ということ。「陳請」は、希望を申し出る、陳情する。

○用過人情錢參万緡Ⅱ「用過」は、用い終わる。『一山録』『壑典座火』に「有漏の箴簾、無漏の木杓。用過し了つて甚れの処にか著く（用過了也、向甚処著）。あるいは「用過」は単に「使う、用いる」ということ。「人情錢」とは、元朝の官吏が百姓の錢財を取り立てるために、巧妙に作り出した徴取錢の名目の一つである。清、劉猷廷『広陽雜記』卷三にいう、「元朝の末年、官は貪に、吏は汚る。蒙古色目人（Ⅱ「色目」は類という義。蒙古人のような連中）、罔然として廉耻を知らざるに因る。為た何物ぞ。其の人に問うて錢を討むるに、皆な名目有り。所屬に始めて參ずるを拝見錢と曰い、事も無きに白要（Ⅱ無事平白地、何ら問題もないのに不当に要求）するを撒花錢と曰い、節に逢うを追節錢と曰い……送迎を人情錢と曰う（元朝末年、官貪吏汚。因蒙古色目人、罔然不知廉耻、為何物。其問人討錢、皆有名目。所屬始參曰拝見錢、無事白要曰撒花錢、逢節曰追節錢……送迎曰人情錢）」とある。これは元朝（一二七一一三六八）の末年のことだが、いま「板渡し」は一二四六年のことだから、蒙古人が「人情錢」を設けるよりも、およそ百年も前の南宋時代のことである。

『広陽雜記』によれば「人情錢」は蒙古人に始まったかのようになるが、「人情」は中国で古くから一般に見られた「まいた文化」という風習である。人間関係を良好に保つための金品の贈り物を「人情」または「人事」ともいう。「人事」は禪録にもよく出る語で、極めて多様の義があるが、中には「贈り物」

を意味する用例もある。古くは、白居易が元和年間に記した「奏于嶠裴均欲入朝事宜状」に出る。この文は当時絶大な勢力を誇った藩鎮の于嶠と裴均が長安に入朝しようとした際に、朝廷の官僚や側近を買収した動きを批判したもので、それに「奏に入るには、賢愚を問わず、皆な聖恩を仰ぎ希わんと欲し、傍ら権貴に結ぶ。上は進奉（＝公的に納める献上品、上納金）を須い、下は人事（＝役人一人ひとりに渡す賄賂）を須う（入奏、不問賢愚、皆欲仰希聖恩、傍結權貴。上須進奉、下須人事）」とある。そこに何らかの目論見があれば、人倫の礼である「人情」は容易に「袖の下」となり賄賂となる。

宋代の社会風習を反映した『水滸伝』には「人情」の語で頻出する。『水滸伝』第十四回（または第九回）、林冲の言葉に、「若し人情錢物有つて他に送与える時は、便ち你を颯的の好し。若し是れ錢無ければ、你を將つて土牢の裏に撒在まん（若有人情錢物、送与他時、便颯的你好。若是無錢、将你撒在土牢裏）」とある。これは「金品を渡せば、手のひらを返したように良くしてくれるが、金がなければ牢屋に放り込まれてしまう」ということで、こういう場合の人情錢は高が知れたものである。

人情錢は、体よく言い換えれば「根回しのための経費」「工作費」「必要経費」ということにもなるが、今ここでの意味はそんな社会風習のレベルをはるかに超えたもので、その実態は、「千板」の荷揚げをするためには絶対に支払わなければならない三万緡もの巨額な賄賂である。

西尾氏は前に続けて「用は人情錢三万緡に過ぐ。此れ蓋し免るべからず」と訓じ（四三頁）、「費用は切り詰めても、関税としての参万緡。免れることはできません」と訳す（四九頁）。そして、「人情錢」の注に「政府に入る関税としての金のことであろう」とする（四六頁）。これに対して榎本氏は、「関税が三万緡とすると、額が巨大に過ぎる」「またその巨額さから見て、贈物の類とも考え難い。そう考えるとこの三万

繒は、貿易対価以外考え難いのではないか」（九六頁）とし、「朝廷にお願いせざるをえないので、人情錢（贈物の錢）を使い切ったが、三万繒は支払いを免れることはない」と訳す（九六頁）。

三万繒は確かに巨額である。「板渡し」が行われたのと同じころ（仁治三年＝一二四二年）七月に、西園寺公経の経営する唐船が帰国し、錢一〇万貫、鸚鵡、水牛などをもたらしたという記録がある（『民経記』仁治三年七月四日条）。服部英雄氏の「入宋貿易の実態」（『東アジアと日本…交流と変容』所収。二〇〇五年、九州大学）では、西園寺が持ち帰った十萬貫について考証し、一貫は現代のいくらに相当するかについて諸説をあげたうえで、一貫は「八万円程度」と「十五万円程度」という二説が示されている。それを適用すれば、三万繒は二十四億円ないしは四十五億円にもなる。桁違いの額である。榎本氏が「貿易対価以外考え難い」とするのも当然のようにも思える。この換算が妥当かどうか、検証すべくもないのであるが、貨幣価値の基準を考える上で参考になると思われる一件の情報で、無準周辺の身近にある。

それは「劍門妙深の円爾宛て尺牘」（常盤山文庫）に出る記述である。この尺牘の中には、無準が臨終際に、自分の語録を開板せよ、その費用については日本の円爾上人および九条太閤に援助を仰げ、と言ったことが記されている。その部分は左のとおりである。

老師臨^{りんじう}の時、妙深及び謙侍者に面^{まへ}に囑^{しよく}して乃^{すなは}ち言^いえり、「老僧末後に語録一事を開け。約^{やく}するも万^{まん}余^よを費^つせん。唱衣鉢^{しやうえはつ}して、津送^{しんそう}の外、必ず此に及^{およ}ばざること無^なかれ。若^しし能侍者^{にやうじやう}、浙東^{せつとう}に回^{まわ}らば、委曲^{いきよく}に書を作り、尔長老^{にちやうろう}及び禪定長老^{ぜんじやう}に与^よう可^べし。必ず能く我が為^{ため}に此の一事を成^{じやう}ぜん。……（師臨行時、面囑妙深及謙侍者、乃言、老僧末後開語録一事、約費万余、唱衣鉢津送外、必無不及此。若能侍者浙東回、可委曲令作書、与尔長老及禪定長老、必能為我成此一事。）」

遺言の部分を訳すと、「私が亡くなった後に、私の語録を開板して欲しい。儉約して切りつめても、一万緡以上はかかるであらう。（規定どおりに）唱衣鉢しやうえはつをして、その資金で津送しんそうを行うほかに、この語録開板だけ行つて欲しい。今度、能侍者が（日本から）寧波に戻つて来たならば、（この語録開板のことを）詳しく書簡に記し、（能侍者が日本に帰るときに託して）円爾長老と九条禅定太閤に届けよ。彼らが必ずやこれを成し遂げてくれるであらう」ということである。

無準師範の語録『仏鑑禪師語録』は全六巻である。これを開板する費用が一万余緡ということになる。これは現代の貨幣価値でいくらになるのか。刊行部数にもよるが、私の経験（一）からすれば、せいぜい一億円程度ではないかと考える。

注

（一）一九九二年から二〇〇二年にかけて、私は中国揚州で二種の刻本を刊行する事業に携わっていた。その一つは大徳寺の江月宗玩の語録『欠伸稿』全四巻（全二七九丁）の新刻本である。もう一つは『白隠禪師自筆刻本集成』全十帙十八冊の復刻であった。板木には、冬季に安徽省の山中で採取されたヤマナシ（野梨）の材が用いられた。二名の老練な職人は、銅から手製で作った彫刻刀を用いていた。すべてが八〇年前も同じと思われる伝統的な方法で進められた。用紙だけは日本で調達した雲州紙を中国に送り、これに印刷し仮製本したものを日本に持ち帰り、伝統的な和装本に仕立てた。ともに印刷部数は三〇〇部だった。木版の印刷は最大限で一〇〇〇部程度が可能ということだった。

ここに推定した『仏鑑禪師語録』の開板費用を基準にすれば、「三万緡」はせいぜい三億円までということになり、先の服部氏の試算基準を適用した「二十四億円ないしは四十五億円」とは一桁ほど少ないものになる。この三万緡（＝三億円）を「千板」の一枚に配当すると、一枚につき人情銭は三十万円となる。

いずれにせよ、「千板」という積荷がかなり価値のあるものと認識されていたということになる。このことはまた、後に検討する。

ところで、日本から送られた大量の板木^{はんぼく}には、そもそも、関税がかけられたのであろうか。この徳敷の尺牘には関税に関する記述はいっさい見えない。関税（抽解）について記すのは、無準の「板渡しの墨蹟」の「朝廷以為内地、不許抽解」という部分だけであるが、これは関税を納めたということではない。もし実際に課税されていたならば、徳敷は必ずそのこと、特に関税の額については日本に報告したであろうが、その金額などは一切書かれてはいない。書かれているのは、人情銭を後払いすることにしたので、後から必ずこれを補填して欲しいということである。

日本から届いた大量の板木^{はんぼく}は寄進されたもので、売買契約がないので課税対象にできなかったものか。「板渡しの墨蹟」にある「朝廷以為内地、不許抽解」の部分を、さきに「通常の関税を納めての通関許可が得られなかった」と訳してみたのだが、なおすつきりではない。取ろうと思えば「内地関税」という形で課することもできたであろう。もしかしたら、「以為内地、不許抽解」は、当局が船貨を留め置いて、関税よりも莫大な人情銭を徴するための口実だったのではないか。あるいはまた、無準師範は人情銭を要求されているという報告を受けていたはずだが、そのことに具体的に触れるのを避けて「朝廷以為内地、不許抽解」という曖昧な表現にし、人情銭に関わる詳細な報告は徳敷にまかせたのかも知れない。

ともあれ、当局者は公庫に入る関税ではなく、私腹に入る人情銭を要求していたのである。その当時、径山側には支払う能力がなかったので、貨物を差し押さえて、ひたすら人情銭を要求し、貸借関係まで設定して、来年までには必ず人情銭三万緡を着服できるように仕向けたのである。「板渡し」は日中仏教関

係史の中での美談となつてゐるのだが、その背景には腐敗しきつた中国の役人の姿が見える。

○此蓋不可免〓要求に従うしかありません。巨額の人情錢を請求されているのに、そつけない表現である。こういう中国の特殊事情はあなた（円爾）もご存じでしょう、という含みがあるようにも感ぜられる。

○皆徳敷於府第借貸濟用〓「府第」は役所の公邸。「借貸」は、錢を借用する。「濟用」は、運用、使用。徳敷が府第から借貸したのは、その前に出る「三万緡」である。その三万緡を「人情錢」に援用したのである。しかし、「借貸」とはいうものの、以下の記事を見れば、「三万緡」の現金が実際に動いたのではなく、借入して支払つたことにし、その分を後納するという形をとつたのである。

○能兄諸公歴々皆知〓日本側の関係者も分明歴々に承知の上でこのような措置をとつた。

○臨解纜之時、又無此項可還〓船が日本に出発する時に、金錢を渡すことができなかった。この「此項」は「此項錢」の略。この「項」は項目や種類という義で、金錢の単位（名目）を表す量詞となることがある。『水滸伝』第九十二回で、ずるい庫吏（〓官庫の管理人）が、手柄を立てた喬刈を言いくるめて賞金をケチろうとする場面に、「庫吏却將三貫錢把与喬刈道、〓你有恁般高術、要這錢也沒用頭。我這裡正項錢、糧、兀自起解不足、東挪西撮。你這項信賞錢、依著我、權且存置庫内、日後要用、却來陸續支取」〓とある。「官庫の役人は三貫文を喬刈に差し出して言つた、〓お前さんほどの高い術があるなら、こんな金を持っていても使い道（用頭）がないだろう。うちの役所では、正規の税金（正項錢、糧）でさえ（徴収）不足していて、あちこちからかき集めて（東挪西撮）いる状態なのだ。お前さんのこの賞金（這項信賞錢）は、まあ私の言うことを聞いて、ひとまず蔵の中に預けておけ。後で入り用になつた時に、また少しずつ受け取りに來ればいいじゃないか」〓。

○諸人俱来面訴、作合同文Ⅱ「面訴」、面会して直接訴える。「合同文」は合同文契、合同文印。関係者が署名押印した証書。

関係者がみな（役所に行つて）面会して直接訴え（借用したことを）証書にした。西尾氏はこの人情錢を「政府に入る関税」と解釈し、榎本氏は「三万緡」は「貿易の対価」と解釈していた。であるならば、「役所に入るべき関税」や「日本側に支払うべき貿易の対価」を府第（役所）に立て替えてもらつたという、不自然なことになるだろう。

榎本氏は、ここを「能兄諸公歴々として皆な知る、解纜の時に臨みて、又た此の項の還す可き無きを。諸人俱に來たりて面訴し、合同文約を作る（傍点榎本）。來年夏の信舩の至るを借起して送還せん」と読むべきであろう」とする。確かに中国の歴史文書には「契約文書」を指す「合同文約」という用語があるが、次項の冒頭に「約」という動詞がなければ、次項の文は意味を失つてしまう。よつて「合同文」であつても「合同文約」の意味があるものと解した。

また榎本氏は「つまり能兄側と徳敷の間で、代価支払いを約束する契約書（傍点芳澤）を作成したのである」とするが、そうではあるまい。徳敷と能上人たち（諸人）が役所（朝廷）と、「人情錢の後払いを」約束する合同文を作成したのである。「諸人」は能上人を含む日本側関係者であり、そこには謝国明の関係者も入つていただろう。巨船を所有して日宋間の貿易を盛んに行つていた博多綱首の関係者が契約に加わることで後払いが保証されるわけで、役所側もそれで納得したのである。綱首の側からすれば、人情錢の支払いは、将来にわたつて貿易を円滑に拡大していくための保険金にもなつたのではないか。

○約借起來年夏信舩至送還Ⅱ難訓。西尾氏はここを、「來年の夏の信舩を借起し送還に至るを約す」と訓む

が、「約借」の語は未検である。

「借」は借り。宋之問「皇甫懷州の為に官を譲る表」に「三歳の勤めを勉むと雖も、何ぞ一年の借を補わん（雖勉三歳之勤、何補一年之借）。「起」は介詞で、時間を表す語の前にあつて起点をあらわす「から」という義で解してみた。「逐年に配するの人戸の食塩、来年を起して、毎斗十文を減放す（逐年所配人戸食塩、起来年毎斗減放十文）」（『五代会要』）などとみえる。「信缸」は信船。通信船。また、「送還」は「送る」「かえす」の義もあるが、ここでは「わたす」という意である。つまり、返済の義ではないこと、左の用例に見るべし。

『五家正宗贊』白雲端禪師章に、「某甲、婦人に酒肉を買つて与えし錢の剩得三百貫有り、常住に送還す（某甲有与婦人買酒肉錢、剩得三百貫、送還常住）」とある。「常住に送還す」とは、「寺の会計（常住）にわたす（送還）」ということ。これは『大慧武庫』五祖法演和尚の章に出る佳話をふまえる表現である。五祖法演は水車小屋の責任者（磨頭）をしているときに、俗人の男女を雇つて、水車小屋の事業を上手にやりくりしていたが、ある者が「法演は婦人をひっぱりこんで酒を飲み肉を食っている」という噂を流した。法演はこれを一切否定せずにいた。そして、引き継ぎ決算のときになって、「水車小屋の運営やりくりでできた余剰金を寺の会計に入れる」といった。「送還常住」の部分が、『大慧武庫』では「常住に入れる（入常住）」となつている。

来年の夏に日本の書信船が着いてから、借りたことにした錢をわたすことを約束したのであつて、実際に金を借りて「それを返した」のではない。

○或言版本抵折《折》＝「版本」は、狭義では刻版のことをいうが、ここでは板木はんぼくに通用したものの。西尾氏

は「ある者は板木の傷み、割れているものがあるといっています」と訳すが、ここにいきなり板木の保存状態を問題にする言葉が入るのは唐突な感じがする。この後も一貫して、どうやって工面し人情銭を納め、貨物を円滑に受領できるかを述べているので、それに関することなくしてはならないだろう。

「抵折」の語は未検である。「抵押、抵当（さしおさえる）」という語があるように、「抵」には「し」にあてはるの義がある。また「折」は、そこなう、こぼつ、分解するの義だから「抵折」の二字は熟語としては結びつきにくい。

「折」に見えるのは「書き損じ」で、正しくは「折」、つまり「抵折」であろう。「折」には「さしひく、さしひきにする」の義があり、税を物納すること

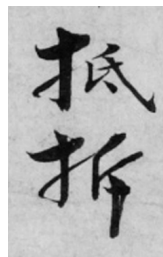
を「折税」という。「抵折」は「折抵」ともいう。蘇東坡の「初めて黄州に到

る」詩に、「只だ慚ず、糸毫しごうの事を補う無く、尚なほ官家の庄酒囊あつしゆのうを費すことを（只慚無補糸毫事、尚費官家庄酒囊）」とあり、自註に「検校の官、例して折支し、多くは退酒袋を得（検校官例折支、多得退酒袋）」とある。

そして『蘇軾詩合註』に、「文献通考に、文臣の料錢、一分は見錢（＝現金）、二分は折支（＝実物支給）。

陸錫熊曰く、自註に云う所の折支は、他物を以て錢に代うるを謂う。退酒袋は法酒（＝朝廷主催の酒宴）に用い余した廃袋なり。蓋し宋時の俸料は、毎に他物を以て折抵す。退酒袋は即ち折抵の物なるのみ」とある。蘇東坡の詩は黄州に左遷された直後に作ったもので、句意は「（自分は左遷の身で）世の中に何ひとつ貢獻していないのに、いまだに国から支給される退酒袋のごときわずかな給料を費しているのを恥ずかしく思う」ということ。

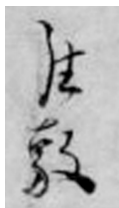
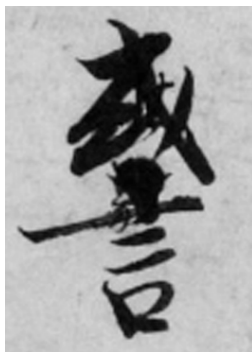
このように「抵折」は、現金で支払うのではなく他のもので物納することである。「人情銭分を板で物



納にして充当し相殺してはどうか」という案が提案されたのであろう。三万緡という巨額の人情銭を、「千板」の一部をさしひいて物納にしようというのだから、「千板」全体の価値はその数倍に見積もられていたのである。

ここでもつとも重要なことは「或言」部分は筆蹟に乱れがあり、重ね書きしたようになっていることである。拡大して見れば、下に書かれているのは小字の「徳敷」のようである。この部分を、国立文化財機構「e 國寶」のHP (<https://emuseum.nich.go.jp>) で、より高精細の拡大写真で見ることが出来る。

もしこの尺牘が徳敷の真蹟であるならば、徳敷は最初に「私徳敷が物納を提案した」と書いたが、後から「（私ではなく）ある者が」と上書きし訂正したことになる。「千板」を寄付していただいた日本側に対して、さらに巨額の人情銭の支払いを依頼し、その上また新たに勧縁をお願いする重要な書簡である。このような上書きははなだ非礼になるわけで、徳敷本人がそのような書き方したとは考えられない。さらにまた右に指摘したようにいくつかの書き損じや誤字もある。この尺牘が徳敷の真蹟ではなく、後世の日本における写しであると考えるものである。



【二一五】

徳敷実托自和尚之故、從而受之。更望鼎言於謝綱使及諸公之前、力主其事廉。半歳無爽此約、免使徳敷為負

逋人、是所真禱。

徳敷、和尚より実に托さるる故に、従つて之を受く。更に謝綱使及び諸公の前に於いて、鼎言されんことを望めり。力めて其の事の廉なることを主らん。半歳、此の約に爽うこと無く、徳敷をして負逋人たらしむることを免れよ、是れ真に禱る所なり。

〈訳〉

私はまさに無準和尚から託されて、この仕事を受けているのです。そこであらためて謝綱使および諸公の前で、お口添えしていただくことをお願いしました。この問題の処理が簡略に進むよう取り計らうことに努めます。半歳ののち（ここで証文に書かれた）約束に違ふことなく、私が税の滞納者にならずに済むことを切に祈るものです。

○徳敷実托自和尚之故従而受之』『禪林墨蹟』と西尾氏訓、「徳敷実に托して和尚之故自り、従つて之を受く」。その訳、「私は確かに無準和尚のもとから委託されてこれを受けました」。「実托」の部分、不審。

○更望鼎言於謝綱使及諸公之前、力主其事廉』難解。「之前」をどう解釈するか。右の句点のように訓んでみた。『禪林墨蹟』の訓、「更に望むらくは謝綱使及諸公の前に鼎言し力めて其の事の廉なるを主とせん」。西尾氏訓、「更に望むらくは謝綱使及諸公の前に鼎言し力めて其の事の廉なるを主べんことを」。その訳、「その上、謝国明ら諸公の前でお話し、できるだけ関税の安くなるように述べたいと思っています」。

「鼎言」は、簡野道明『字源』の鼎言に、「鼎は貴重なるもの、人に託して事をいはい、むるにいふ。書言故事、託人言事、曰借鼎言。趙平原君曰、毛先生一至楚、使趙重九鼎大呂」とある。諸橋『大漢和辞典』も同じように『書言故事』を引いているが、釈義は「御言葉。他人の言を敬していふ語。貴い言、重きをなす言等の意」とあり、『字源』の釈義とはニュアンスが異なる。しかし、諸橋『大漢和辞典』の「借重鼎言（重鼎の言を借る）」の項では『史記』平原君と『故事成語考』を引いた上で、「毛遂、楚に使して三寸の舌を以て説き、趙をして九鼎の重きが如く安泰ならしめた故事より、人に物事を托するときのことば、御蔭にて事の成就するやうにといふ意」とする。『漢語大詞典』には「常用于請人説話帮助的敬詞（人に口添えしてもらい助けてもらうときに使われる言葉）」とある。『標註最新支那尺牘』（井上翠著、一九二三年、文求堂書店）では「請託語」の条に「汲引、吹嘘、嘘植、鼎言、鼎力、玉成、引薦」とある。ここの「鼎言」には、「口添え、おとりなし」という、日常的に使われる口語的ニュアンスがある(2)。

注

(2) 時代は下るが、明代の小説『禪真後史』第二回に、借金まみれで破産寸前の林錦という男が、恩人を通じて貸主に慈悲を乞う場面があり、その言にいう、「(借金のうち) 元金の銀六百両だけは工面しましたが、そのほかは粗末な絹織物や布地、雑貨の類など、合わせて百両ばかり、これを利息として納めますので、どうかお受け取りください。残りの元金四百両については、別途、借用証書を書き直し、今年の年末までにはお返します。あなたのご親戚の方(貸主)へ、どうかよろしくおとりなし(鼎言) いただけますよう、伏してお願ひ申し上げます。ご恩は一生忘れません(只措辦得本銀六百両、外有些粗緞布匹雜貨等項、共計一百余両、作為利息、伏乞笑納。余欠本銀四百両、另立券約、冬底奉償、令親処煩乞鼎言、感戴不尽)」とある。

今ここの「鼎言」は単なる「重い言葉」ということではなく、その一言で局面が変わるほどの「口添え」

である。その鼎言をするように望んだ相手は謝綱使である。徳敷は資金力のある謝国明に、役人たちの前で問題解決になる決定的に有効な口添え（鼎言）を頼んだのである。

趙の平原君の食客だった毛遂は、三寸の舌で巧みに説いて、何も失うことなく、楚との合従策を成立させたのだが、今ここでは、結局、三万緡を取り消しにしたのではなく、納めることにしたのだから、その鼎言とは「三万緡は必ず日本が後から納める」という言質だったのだらう。三万緡という人情銭を払ったのは、何としても径山に「千板」を届けたいという思いがあつたからに違いない。しかし、それだけであろうか。展開しつつあつた日宋貿易には、謝国明はもちろん、径山、承天寺も深く関わっていたのであり、これから将来にわたつて、日宋貿易が安定的に拡大し展開するための担保といった判断が双方にあつたのではないかとも思うが、この方面については専家の見解を俟ちたい。

○力主其事廉〓この処理が簡略（廉）になるようとりはからう。「主事」は、事をつかさどる。主になつて事にあたる。

○免使徳敷為負通人〓「負通」は税の滞納。実際は税ではないが、税に関する語を用いている。

【二一六】

蒙捨之板、已先領五百三十片、帰寺訖。外三百三十片、尚在慶元府。繼用經劃請帰。余百四十片未至。亦欲知之。

捨しゃを蒙こうむりし板、已に先に五百三十片を領りようし寺に帰きし訖おわぬ。外ほかの三百三十片は尚けいげんお慶元府

に在り。繼いで經劃けいかくを用もつて歸きすることを請こう。余よの百四十片は未だ至らず。亦た之を知らんと欲す。

〈訳〉

ご寄付いただいた板のうち、五百三十枚はすでに受け取り、径山に着いております。ほかの三百三十枚はまだ慶元府にありますが、ひきつづき調整して径山に届くよう要請しています。残りの百四十枚はまだ届いておりませんが、これについての事情を知りたいと思っています。

○五三〇枚は受け取って径山寺にある。三三〇枚はまだ慶元にある。そして一四〇枚は未到着。無準の「板渡しの尺牘」での数字と合致している。

○蒙捨之板（『ご寄進いただいた』）とあり、さらに「板渡しの尺牘」には「山門の興復重大なるに、特に千板を化けして助じょを為す。良よに道義に感ず」とあり、「寺復興の重大事業のために、特に千枚の板をご寄付下さり援助していただきました。まことに仏道への深い思いに感動いたしております」というのだから、榎本説にいうような「対価を払つての貿易」ということではない。

○繼用經劃請歸（『經劃』は経画。工夫し、やりくりする。物事をうまく運ぶための段取りする。蘇軾「秦太虚に答う」七首の四、「囊中を度はかるに、尚お一歳有余を支う可し。時至れば、別に経画を作なさん。水到れば渠成る、預め慮ることを須いざれ（度囊中尚可支一歳有余。至時、別作経画、水到渠成、不須預慮）。」「袋の蓄えを見れば、まだ一年余りは生活を支えることができる。その時（お金が尽きた時）になったら、また

別のやり繰りを考えればいい」。

「二一七」

茲来侍在眷末、輒有冒懇。正統接待建已数載。惟大仏宝殿及藏殿未備、欲得。和尚運悲智力、広大門成此大縁。故非小補。謝綱使書中、亦露一機。

茲来、侍むこと眷末に在り、輒く冒懇有り。正統と接待、建て已つて数載なり。惟うに大仏宝殿及び藏殿は未だ備わらざれば、得んと欲す。和尚が悲智力を運らして広大門の門を聞き、此の大縁を成ぜば、故に小補に非ず。謝綱使、書中に亦た一機を露わせり。

〈訳〉

さてここで（あらためて）私どもからお願いがあり、非礼ながら懇願申し上げます。正統院と接待処ができて数年になりますが、大仏殿と藏殿はまだ備わっておらず、これを完成させたいと思っております。承天寺堂頭大和尚が慈悲と智恵の力を運らして広大な施門を開かれ、この大縁を成就なされるならば、まことに甚大なご援助となります。謝綱使からの書簡にも格別にいい考えが示されていました。

○この前までは、板の受け取り事務についての報告であるが、ここから先は新たな寄付の依頼である。

○茲来侍在眷末、輒有冒懇＝西尾氏訓、「茲に来たりて侍むこと眷求に在り、輒ち懇を冒すことあらん」。訳

に「ここに至つて願うことは心がけて、求めることにあり、あえて真心に触れることを願っています」。「眷末」は、『仏光録』「与聖一和尚書」に「某頓首再拜、東福堂上法兄和尚禪師侍者に上覆す。……福山眷末某、頓首再拜上復」とある。「眷末」は眷属の末。ここでは徳敷がへりくだつて「法縁（眷属）の末端につらなる私」といったもの。「冒懇」は、『中華近体尺牘』巻二（一八八〇年、樂天舎）に「只得冒懇、祈、即如数擲還」という例がある。「ただ、非礼ながらお願い申し上げ、即刻、数どおりにお返しいたします」。「瀆懇」というに同じ。「瀆懇」は「不敬ながらも」お願いする。「冒昧瀆懇」を略したもの。「千板」の寄贈をしてくれた日本に、三万緡の人情銭の支払いを依頼し、その上でさらに大仏殿と藏殿の勧進をするのだから、文字通りの「冒懇」であろう。

「輒」の訓には、①「もつぱら（専）」、②「たちまち（忽然）」、③「すなわち」。そのたびごとに（事に遭えば即ち然り）、④「たやすく、無造作に」がある。④の用例に、『漢書』吾丘寿王伝「盜賊、輒く亭に伏さず、免脱する者衆し（盜賊不輒伏辜、免脱者衆）」がある。『禪林象器箋』「閑人不輒入榜」に、『臥雲日件録』に云う。察堂の省西堂、入寺、拋室。閑人不輒入（閑人、輒く入らざれ）の語有り。之を問うに、省答えて曰く、唐土尊宿の室、例して閑人不輒入の榜を掲ぐ。これは「閑人、輒く入らざれ」。今ここの「輒」は、「本来お願いすべきではないが、深慮もなく無造作にお願いします」というニュアンス。蘇軾「蕭朝奉に与うる書」に「少事（二つまらぬこと）輒く聞を冒す、幸わくは率易なることを恕されよ（少事輒冒聞、幸恕率易）」とある。

○和尚運悲智力闡広大門成此大縁Ⅱ西尾氏訓、「和尚運悲なるも、智力闡広にして大門此の大縁を成さんとす」、訳に「和尚は二回も径山が焼けるという悲運に遭っています、智恵と定力は深く広く、径山の再

建という大いなる縁を成就しようとしてきていますので、ちょっとした補修といったものではありません。

つまり、この「和尚」は無準のことと解しているが、そうではあるまい。今ここは径山寺側から東福寺側に懇願している文脈なのだから、「円爾が悲智力ひちりきを運めぐらして広大こうだいの門を闢ひらき、此の大縁だいえんを成じやうぜば、故まことに小補しょうほに非ず」ということである。「悲智力」は『笑隱語録』の「文宗皇帝聖忌滿散藏經上堂」に「惟だ願わくは悲智力を忘れず、重ねて恵日を開いて昏を照らさんことを」。「闡広大門」は、友山士徳『友山録』「無遣住定恵山門疏」に「崇山峻嶺、闡広大門、風、高唱一曲龍吟、上祝万年天子」。

○故非小補Ⅱ「まことに多大なお助け」という常套的な表現。「故」は「ゆえに」ではなく、「まことに」。

『朱子語類』に「誠に小補に非ず（誠非小補）」、『蘇軾文集』に「固まことに小補に非ず（固非小補）」。

○謝綱使書中、亦露一機Ⅱ難解。西尾氏訓、「綱使に謝す書中、亦た一機を露わす」、訳に「謝国明にお礼を述べる手紙にも、一つのよい処置を示したいものです」。

普通に訓めば、「謝綱使、書中に亦た一機を露わせり」となるであろう。ならば、謝国明が徳敷に書簡を出したことになる。すでに華亭を離れている（径山に帰っているか）徳敷に（寧波にいる）謝国明から手紙が来たものか。

「露一機」は、禅録に「略露一機」「別露一機」などと出る。師と僧との間の禅問答において示される「はたらき」である。「略ほぼ一機を露わす」は、ちよつとした言葉がそこに大きなはたらきを示すことである。「別露一機」は、格別なはたらきを示すことである。「向上一機」ともいう。『碧巖録』五十二則、頌の評唱に「看よ他の具眼の宗師、等閑に一語を垂れ一機を用うることを。鰕蜨螺蚌かけんらぼうを釣らず、直に巨鼈きよちやうを釣る。也た妨げず、是れ作家なることを」とあるように、「さりげなく（等閑に）吐いた一言で、雑魚では

なく巨大なウミガメを釣り上げるような、格別のはたらきをあらわす」ということである。

今ここでは宗旨上のことではなく、比喩的に用いられており、「格別にいい考えがある」ということであらう。すでに華亭を離れた徳敷（径山に帰っているか）に（寧波にいる）謝国明から徳敷に手紙が来て、そこに「格別にいい考えが示されていた」ということになる。徳敷がその「格別にいい考え」の内容に具体的に触れていないのは、それについては謝国明が帰国したのちに、直接、承天寺老師に披露されるでしょう、という含みである。その「一機」とは何か。径山復興のための募金に関わることか、あるいは日宋貿易に関わることか。すでに三万緡を払うと決めたのだから、よほど格外の発想、構想だったのではないか。それを徳敷は禅語の「露一機」を用いて表したのである。

【二一八】

疏頌一軸、并老和尚書信、併此申呈。倘沐作成、徳敷当效綿力、以符盛意。謾有少信、具于別楮申獻。輕慚皇愧、戒存乃荷。尚《未》間敢祈、為道自珍。中興法社、以副区々之望。伏乞尊誓。不宣。徳敷咨目再拜上覆承天堂頭和尚尊属禪師侍者

疏頌一軸、並びに老和尚が書信、併せて此に申呈す。倘し作成に沐さば、徳敷、当に綿力を效して以て盛意に符うべし。謾りに少信有り、別楮に具さにし申獻す。輕慚なるを皇れ愧ず。戒存せば乃ち荷す。未だ間あらず、敢えて道の為に自珍されんことを祈る。法社を中興して以て区々の望みを副えん。伏して乞う尊誓。不宣。徳敷、咨目再拜して承天堂頭和尚尊属

禪師侍者に上覆す
じしや じようふく

〈訳〉

ここに幹縁疏と頌の一軸、ならびに無準老和尚の書信をあわせてお送り申し上げます。もしご配慮を賜りますれば、私徳敷は微力ながらご厚意にかなうべく努力いたします。また私が謾りに作つたものを別紙に記してお届けします。軽薄な作であるのを恐れ恥じるのですが、お手元にお留めいただければ幸甚です。どうか仏道のため自珍されますよう祈りあげます。法社を中興して、私のささやかな望みを叶えたく思います。伏してご高察を乞う。不宣。

○疏頌一軸并老和尚書信併此申呈Ⅱいわゆる「山門疏」（正しくは幹縁疏）と無準の「板渡しの墨蹟」とこの徳敷の尺牘と、この三つが同時にとどけられた。「疏頌一軸」、幹縁疏はすでに軸になっていたものが届いた。化疏はそれを持ち歩いて勸進するためのものだから、軸装されていたのである。いわゆる勸進帳である。

○倘沐作成Ⅱ「作成」は、『漢語大詞典』に「成全（Ⅱ成就させる）、照顧（Ⅱ世話をする、引き立てる）」。「沐」は、恩にうるおされる、恩をこうむる。もしご配慮いただければ。友山土俵『友山録』「操上人求偈」に、「我れ也た薄福にして住持を領す、多く作成情義を蒙ること切なり（我も薄福領住持、多蒙作成情義切）」。

○徳敷当効綿力以符盛意Ⅱ「綿力」は微力。『尺牘双魚』巻二に、「愧綿力」。東沼周巖「東山建仁禪寺化淋汗疏并序」に「伏して望むらくは、共に綿力を戮くして、此の浄縁を結ばんことを」。「效力」は、力を致す、骨を折る。「盛意」は、厚い思召し、厚意。『蘇軾文集』に「但だ老懶にして学を廢す、以て盛意を塞ぐ

もの無し」。

○謾有少信、具于別楮申献、輕渺皇愧、戒存乃荷、尚《未》間、敢祈為道自珍〓このところ、不安定である。西尾氏訓、「謾りに少信有り、別楮に具す。申献輕渺にして皇愧戒存し、乃ち荷す。尚お聞く敢えて道の為に自珍せんことを祈る」。

「謾有少信、具于別楮申献」は、「謾りに書したものを別紙で差し上げます」ということ。おそらくは徳敷の詩文であろう。「少信」は、短い手紙のことだが、ここでは「少信物」というに同じ。『蘇軾文集』「杭守に与う」に「聞龔主簿者、附少信物」などがある。音信（手紙）に添える贈り物のこと。「少」は謙遜の表現で、「わずかなものですが」「つまらないものですが」という気味。「輕渺皇愧」、輕薄な作であることを恐れ恥じる。「皇愧」は惶愧に通用。

「戒存乃荷」、「戒存」の用例は未検。相手が手元にとどめ置くことをいうらしいが、「戒存」は不審。対馬藩から朝鮮国に出した外交文書（『両国往復書牘』）などの末尾に定型的によく見られる文に「別幅雖薄、笑存乃感、不備」「菲品（つまらぬもの）表信、笑存乃感、不備」「土宜（土産物）雖薄、莞存乃感、不備」「別幅雖薄、莞存乃感、不備」「菲儀附函、笑存乃感、不備」「薄件附信、莞存乃感、不備」「晒存幸甚」などがある。「笑存」「莞存」「晒存」であれば、自らへりくだった表現になる。なお、ここにいう「別幅」は、だいたい七言詩を書いたものである。「荷」は、感荷。ありがたい。

○尚《未》間敢祈為道自珍〓「尚間」は不審。西尾氏は「尚お聞く」と訓ず。書簡の結部の挨拶語としては「未間」という語がよく用いられる。「尚」と「未」の草書体は近似することもある。「未間」は、『漢語大詞典』に「書信中習用語。指未相見期間、別後」とある。伝統的は「未だ間あらず」とか「未だ間たらず」

ず」と訓ずる。この「間」は、「時間的なへだたり」「間隔」をいう。「近いうちに（お会いできますよう）」ということで尺牘の末尾で常用される。『蘇軾文集』の書簡に「未間、万冀自重」「未間、乞保衛」「未間、惟万万為国自重」などと頻出する。『聖一国師年譜』四十二歳の条に載せる無準師範尺牘の末尾にも「未間、切宜為大法保愛」とある。また、大慧宗杲の「与無相居士尺牘」（東京国立博物館蔵）に、「未間、伏乞如時珍重」とある。「敢祈（敢えて祈る）」は「恐縮ながら、あえて願う」という、相手への敬意を含んだ謙讓の表現。『蘇軾文集』に「敢祈昭鑑」。

○副区々之望Ⅱ「区区」は自分の心、気持ちを謙遜するという言葉。朱子の「芮国器に与うる書」に「竊かに聞く、学政一新して、多士風動すと。深く区々の望みに副う（竊聞学政一新、多士風動、深副区区之望）」。

○伏乞尊督Ⅱ督は察に同じ。ご賢察、ご高察を乞う。

〈全訳〉

わたくし徳敷、咨目再拝して日本承天寺の堂頭和尚尊属禪師に申し上げます。

時はまさに五月、暑氣いよいよ盛んであります。恭しく惟みれば、（禪師は）高く（仏法の鏡というべき）仏鑑禪師の正法を高くかけ、（中国の無準禪師とともに）日本にも（承天寺和尚が）その輝きを表わし、承天寺という立派な禪寺を、誉れ高く董し、僧俗の尊敬を集めておられることと存じます。

禪師におかれましては、ご健勝のことと存じます。私がかつて径山で監寺の職をさせていただいていた時には、常にお教えを頂いておりました。それより、お互いに遠く離れることになり、早や七年がたち、異国にあるために拝礼することもできませんが、私のすべての誠を傾けて、朝夕にも忘れることはありません。

(さて) 当寺の再建については、なかなか(資金を)維持しがたいものがありますが、(そんな折に) 我が法縁のあなたが(承天寺という) 名利に住され、無準禪師の嗣法者としての名声がいよいよ著われ、その道望によつて(謝国明という) 大檀越を感じしめ、大器に入れるような莫大な布施をしていただくことになろうとは、思いもしなかったことです。護法の龍神もひそかに頷き、また径山中の僧たちも坐禪中に目を見開くほどです。その御恩沢はまさに帰すべきところに帰し、径山のすべてがその福沢を蒙っております。

思えば、去年の五月に(日本からの) 大船が当地に到着しました。ちょうどそのころ、私は平江^{びんかう}に行つて、(莊園の) 田畑の監督の仕事をしておりました。その時に(到着した船の荷を受け入れる事務を) 托す人員を得られなかつたため、その(受け入れの) 処理をすることができず、(板は) この地に数ヶ月の間留められることになつてしまいました。そうしたところへ、この二月に、能上人が綱首の謝国明さんらとともにわざわざ来られ、(その対応を) 私に委ねられたのです。

(私はこの対応に) 努力していますが、役所の手続きを経ないわけにはいかないのです。ただ陳情するしかありません。(そんな事情の中で) 人情錢三万緡を払いました。これは免れようのないことです。(その三万緡は) 私が役所から前借りする形で払うことにしました。能上人および諸公もみな、はつきりとそのことを承知しておられます。船の出帆の時になつても、この金子を納めることができなかったので、関係者がともに役所に来て、(担当者) 面会して直接に訴え、(前借りして納めたという) 証文を作成し、来年の夏に書信船が来てから渡すことを約束いたしました。(役人の中の) ある者は、板木^{はんぼく}(の一部を) 抵当にし(人情錢分とし) て現物納入し差し引きにするのはどうかと言うものもありました。

私はまさに無準和尚から託されて、この仕事を受けているのです。そこであらためて謝綱使および諸公の

前で、お口添えしていただくことをお願いしました。この問題の処理が簡略に進むよう取り計らうことに努めます。半歳のもの（ここで証文に書かれた）約束に違ふことなく、私が税の滞納者にならずに済むことを切に祈るものです。

ご寄付いただいた板のうち、五百三十片はすでに受け取り、径山に着いております。ほかの三百三十片はまだ慶元府にあります。ひきつづき調整して径山に届くよう要請しています。残りの百四十片はまだ届いておりませんが、これについての事情を知りたいと思っています。

さてここで（あらためて）私どもからお願ひがあり、非礼ながら懇願申し上げます。正統院と接待処ができて数年になりますが、大仏殿と藏殿はまだ備わっており、これを完成させたいと思っております。承天寺堂頭大和尚が慈悲と智慧の力を運ゆらして広大な施門を開かれ、この大縁を成就なされるならば、まことに甚大なご援助となります。謝綱使からの書簡にも格別にいい考えが示されていました。

ここに幹縁疏と頌の一軸、ならびに無準老和尚の書信をあわせてお送り申し上げます。もしご配慮を賜りますれば、私徳敷は微力ながらご厚意にかなうべく努力いたします。また私が謾りに作つたものを別紙に記してお届けします。軽薄な作であるのを恐れ恥じるのですが、お手元にお留めいただければ幸甚です。どうか仏道のため自珍されますよう祈りあげます。法社を中興して、私のささやかな望みを叶えたく思います。伏してご高察を乞う。不宣。

【三】 山門疏 五島美術館蔵

この墨蹟は従来「山門疏」と呼ばれて来た。山門疏とは、新たに住持を迎えるときに、寺（山門）の側から新住持に送る請待の文である。しかし、ここに書かれている内容で分かるように、これは「勸縁疏」である。勸縁疏とは、有縁の人々に勸めて浄財を寄付せしめる（勸縁）ために、募縁の由来を述べるものである。募縁疏、化縁疏、幹縁疏ともいう。恐らくはこの疏の最後のところに「山門疏（山門、疏す）」と書かれているために、この文が山門疏として判断されたのではないかと思われる。また、これまで無準の墨蹟とされて来たが、無準が書いたのは署名の部分だけである。以上のことは、すでに西尾賢隆氏によつて指摘されている。江月宗玩の『墨蹟之写』元和元年の条に、この墨蹟の写しが掲載されている。釈文部分は省略して、江月の所見の部分のみを左に引く。

此文字、于堺宗橘、被見候、大坂道仲之所持也、……久間及事ハ、無準ノ様ナル事アリ、雖然、語無準ニテナキ乎、如何。

すでに江月の時代から「無準墨蹟」として通っていたのであるが、江月自身は無準の墨蹟ではないと見たのである。

五島美術館のホームページには「小堀遠州の仲介で加賀藩前田利常が、京都東福寺から金五〇〇枚で購入したと伝わる」とある。江月が見たものが現存のものと同じであるならば、「前田利常が東福寺から購入した」という記録とは齟齬する。東福寺から出たのはそれ以前のこと、大坂の道仲が所持していたことになる。いずれにしても、茶掛として珍重され今日に至っているわけである。この墨蹟の写真は五島美術館の

ホームページで見ることがあります。 <https://www.gotoh-museum.or.jp/2020/10/18/08-126/>

臨安府径山万年正統院、本院開山特賜仏鑑円照禪師、昨蒙聖恩、宣押入内陞座。錫資金帛并五処住持所得施利。就寺之中途、勸建接待一所、延接往来雲衲、以崇報上之意。

繼蒙宸翰、特賜万年正統之院。寺宇已成、惟大仏宝殿、法宝藏殿、未能成就。謹持短疏、仰扣大檀。伏望開広大心、成殊勝事、幸々甚々。

堂堂殿宇**斧《欲》**雄哉、

須是穎林梁棟材、

拳似知音輕領話、

行看輪奐聳崔嵬。

今日 日山門疏

頭首 德洪 興能 德清

幹縁都監寺 德敷

都勸縁特賜仏鑑円照禪師 師範

臨安府径山万年正統院、本院開山特賜仏鑑円照禪師、昨、聖恩を蒙り、宣押あり、入内陞座せり。金帛并びに五処住持にて得る所の施利を錫資す。寺の中途に就いて、接待一所を勸建し、往来の雲衲を延接して、以て上の意に崇報す。

繼いで宸翰を蒙り、特に万年正統の院を賜えり。寺宇已に成るも、惟だ大仏宝殿、法宝藏殿、未だ成就する能わず。謹んで短疏を持して、大檀に仰扣す。伏して望むらくは広大の心を開いて殊勝の事を成さば、幸々甚々。

堂堂たる殿宇、雄ならんと欲する哉、

須らく是れ穎林梁棟の材、

知音に拳似して軽く領話せしめ、

行くゆく、輪奐、聳えて崔嵬たるを看るべし。

今日 日 山門疏す

頭首 徳洪 興能 徳清

幹縁都監寺 徳敷

都勸縁特賜仏鑑円照禅師 師範

〈訳〉

臨安府径山万年正統院の開山である特賜仏鑑円照禅師は、先に聖恩を蒙り、宣押があつて入内陞座された。

そして金帛および五処住持から得た施利をたまわり、径山に到る途中に接待所を創建し、そこで往來の雲衲を接待し、それによつて上意に報いるものである。

つづいて宸翰を頂戴し、万年正統の特賜号をたまわつた。寺宇はすでに完成したが、まだ大仏殿と法藏はできてはいない。そこで謹んで短疏をもつて、大檀那に仰ぎ乞うものである。伏して願わくは、広大なる心を

開いて殊勝の大事を成就していただければ、甚だ幸甚である。

堂堂たる殿宇が（近いうちに）雄大な姿を表そうとしている。

秀で抜きん出た人物が林のように立つ叢林より出る、棟梁の材たる優れた禅傑たちが、

（この計画をもろもろの）知音に伝え、（この重大な事業を）こころよく領掌され、

やがて輪奐たる堂宇が完成して、高き山のごとく聳え立つのを必ずや看るであろう。

今日 日 山門疏す

頭首 徳洪 興能 徳清

幹縁都監寺 徳敷

都勸縁特賜仏鑑円照禅師 師範

○本院開山特賜仏鑑円照禅師〓仏鑑禅師号は、嘉熙三年（一二三九）に理宗から、円照禅師号は、淳祐元年（一二四一）に下賜された。

○宣押〓朝廷から署名された文書が宣布されること。

○入内陞座〓理宗皇帝に謁して陞座説法する。

○錫資〓錫も資も、たまう。

○五処住持〓明州清涼寺、焦山、雪竇山、阿育王山を経て径山に住した。

○施利〓『百丈清規左觚』「檀信施利」に、「檀越信士の施す所の利養の物なり」。

○就寺之中途〓径山万寿寺に到る中途に。『径山無準禅師行状』に「寺を去ること四十里に、室数百楹を築

いて、雲水を接待す」。

○接待〓接待処のこと。茶湯もて往来を接待する場所。『禪林象器箋』『接待』に、『正宗贊』香林遠禪師伝に云く〈師、後に蜀に帰り、水晶宮に於いて往来を接待し茶湯す〉。『碧巖録』に云く〈大隋の真如和尚、大安に承嗣す。後、川に帰り、先に棚口山の路次に於いて煎茶して往来を接待すること凡そ三年。後、方に出世、山を開いて大隋に住す〉。接待処は某々の寺に到る途次に設けられた。

○大仏宝殿〓仏殿のこと。

○法宝藏殿〓経藏と看経堂をかねたもの。

○謹持短疏〓五山文学の「化疏」「募縁疏」によく見える表現。「謹持短疏、徧扣十方」「因袖短疏、仰于豪檀」「仍製短疏、仰于四檀」ともいう。『禪林象器箋』化疏に左を引く。

笑隱の『蒲室集』『与友人書』に云う、「不肖、多く士大夫と交わる。嘗て其の言を聞く〈僧と与に往来するに、毎に其の袖中に物有ることを懼る。便ち殺風景なり〉。其の疏を持するを謂うなり。故に此に五年、修造已に十に七八は成る。貧を忍んで自ら力む。未だ嘗て妄りに人の門に造らず。頗る倔強に似たり」。

雲棲の『竹窓三筆』に云う、「道者有り、予に告げて曰く、〈我が輩は冠簪（士大夫のいでたち。すなわち俗人、公等は剃削（剃頭姿。僧）。夫れ剃削の者は心に世を離れ俗を絶するべし。奈何ぞ踵を長途に接いで広く募化を行なう者の、道流（僧侶）に遇うこと罕にして、恒に縉輩（俗人）を見る。手に縁薄を持して、土地神前の判官の如くなる者有り。魚撃相應し高歌唱和して因縁を談説、瞽師の者の如き有り。……清修の法門、或る者玷く有るか〉。予、以て応ずる無し」。

もともとは、僧が募縁疏を手にとって、広く諸方に勧縁して歩いたので、そのなごりが残って「謹持短

疏」という。

○仰扣〓相手を仰ぎ、自らの頭を下げる（扣頭）。『百丈清規』『祈晴切見』、「毎日命僧諷誦經呪、仰扣諸聖、所冀祈求晴霽」。

○開広大心〓『仏光国師語録』建長寺普説に、「今日、一翁長老、三昧力を施して広、大の心を運らし、四遠の貴人、四遠の檀信と共に此の大道場を成就す」。

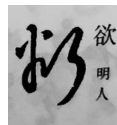
○堂堂殿宇斧《欲》雄哉〓「欲」字、從來「斧」と読んでいるが、それでは意味不通である。「斧」は誤読で、「欲」字の草書体である。

○穎林梁棟材〓「穎林」は未検。穎は秀で抜きん出る。叢林の中でひときわ抜きん出た棟梁の材たる優れた禅傑たち。

○輕領話〓「領話」は、話が分かったと受け入れること。「輕」は、輕易、容易。

○行看輪奐聳崔嵬〓「行」字、諸橋『大漢和辞典』『行』の項、⑩の釈義に、「まさに云々せんとす、まさに云々ならんとす」とし、魏文帝「異質に与うる書」の「別来、行くゆく復た四年ならんとす（別来行復四年）」、陶潜「責子」詩の「阿宣、行くゆく志学ならんとす（阿宣行志学）」の例をあげる。『漢語大詞典』では、「副詞。将、将要」という項目がある。また日本語では「行」を「ゆくゆく」と訓じ、「行く末にやがて。将来に。これから先に」という、副詞の意味がある（『日本国語大辞典』）。

「行看」の用例は左のごとし。いずれも「いずれ将来、くなることを見るだろう」と解していいだろう。義堂周信『空華集』に、「蔭涼の大樹、已に凌霄、行くゆく看ん、大厦、材を搜むること急なることを（蔭涼大樹已凌霄。行看大厦搜材急）」。



天隱龍沢『翠竹真如集』に、「六十四年、能事^{のうじ}畢れり、行くゆく看ん、龍子龍孫を産することを（六十四年能事畢、行看龍子産龍孫）」。

「輪奐」は、建物の壮大美麗なるさま。「崔嵬」は、山などが高く峻しいさま。

○山門疏Ⅱここでは「山門（某寺）が疏^{しよ}す」という意味だから、「山門疏^{さんもんしよ}」ではなく「山門疏す」と訓ずる。この場合の「山門」とは、住持以下僧の全体をいう。『禪林象器箋』『山門』に、「又た闔^{かっ}山の住持已下、大衆を山門と称する者有り。『勅修清規』諸方名勝の掛搭に云う〈首座、知事等を請じて住持批を発して山門、相送るの意を白す〉」。

旧解はここに「山門疏」と書かれているので、この文書を「山門疏^{さんもんしよ}」と勘違いしたものであろう。「山門疏^{もんしよ}」とは、新住持を迎える時に、寺の側から新住持に送る請待の文疏のことである。『禪林象器箋』『山門疏』に、「旧説（江西説）に曰く、住持を請ずるに、山門の疏は勸請を敘し、諸山の疏は駕を促すことを敘し、江湖の疏、道旧の疏は賀を展ぶることを敘す」。

○頭首Ⅱ『禪林象器箋』巻六、職位類上に両班を説明して、「朝廷の制に文武の両班ある如く、禪林も之に擬す、故に東西両班あり」と。又東序西序とも云う。東序を知事と云い、世法に通達する者を以てし、都^つ寺・監寺・副司・副司・維叢林の熟者を以てし、首座・書記・藏主・知客・知浴・知殿の六頭首がある。

○幹縁Ⅱ勸縁に同じ。

○師範Ⅱこの部分のみが、無準による自筆署名である。

【補説】

一、三つの墨蹟の書かれた年次と、「千板」が届いた年次

三種の墨蹟はいつ書かれて、いつ日本に届いたのか。三墨蹟にはいずれも年次が明記されていない。『聖一国師年譜』では「板渡しの墨蹟」を仁治三年壬寅（一二四二）、師四十一歳の条に載せているが、これは径山が火事になった年次のところに、関連記事として入れたものであろう。

一方で三墨蹟とは別に、『栗棘庵文書』『円爾尺牘案』というものがあり、そこには「又承甲寺罹火厄」、径山の火災を知ったこと、そして「謝国明已為結縁、櫛木大板一百片、勝載其□中」、謝国明が櫛木の太板一百片を舶載したことが記され、最後に「寛元元年九月」と年次月次が明記されている。一二四三年ということになる。この「円爾尺牘案」の年次に注目したのは西尾氏であり、氏はこの年次を基準にして「板渡しの墨蹟」は淳祐五年（一二四五）に日本に将来された、としている（三二頁）。しかし、この「円爾尺牘案」がいつ中国で受領されたかを明記した資料はないし、また「板渡しの墨蹟」は「円爾尺牘案」に対する返書というわけではないので、一二四五年と確定することはできない。

それぞれの墨蹟に記された日時を表わす表現について、もう一度整理しておく。

① 板渡しの墨蹟

ここには「維時隆暑」とあるから、猛暑の最中に書かれたとわかる。おそらくは旧暦六月であろう。そして「去秋初、能上人來、收書、且知住持有為況。又荷遠念、山門興復重大、特化千板為助」とあるから、去年七月初めに千板が送られて来たことを知った。そして「朝廷以為内地不許抽解、維持一年」、この一年間

ほど留められている。日時に関わる表現は以上であるが、肝心の尺牘が書かれた年次はわからない。

② 徳敷尺牘

「維時仲夏之月」とあるから五月に書かれたことになる。また「去歲五月、大舟抵此」とあるから、船が到着してから一年後に書かれたとわかる。

そして注目すべきは「遼遠條経七禩。相距殊邦」という記事である。これは「円爾が日本に帰ってから七年たった」ということである。この記述は「板渡しの墨蹟」「徳敷尺牘」がいつ書かれたかを特定できる唯一の根拠である。円爾が帰国したのは、仁治二年「宋淳祐元年」（一二四一）だから、あしかけ七年ならば、徳敷が尺牘を書いたこの年は宝治元年（一二四七）ということになる。「板渡しの墨蹟」の要件は「徳敷尺牘」と同じものだから、同じ時に書かれたものと判断できる。ともに宝治元年（一二四七）に書かれたものである。「山門疏」には年次や日時を特定できる記述はいっさいないが、同時に日本にもたらされたのだから、やはり同じときに書かれたものである。以上を整理すると左ようになる。

一二四二年、径山回縁。

一二四三年、九月、円爾、無準に書簡を書く。

櫛木大板一百片を舶載した（『栗棘庵文書』『円爾尺牘案』）。

一二四四年、関連記事なし。

一二四五年、関連記事なし。

一二四六年、五月、千板を載せた船が中国に着いた（「徳敷墨蹟」）。

七月初めに無準はそのことを知った（「板渡しの墨蹟」）。

一二四七年、四月、徳敷、円爾へ書簡を書く（「徳敷墨蹟」）。

この年の暑中に、無準は「板渡し墨蹟」を書いた（「板渡し墨蹟」）。

三墨蹟が日本に届いた年次は依然として確定はできないものの、早ければ一二四七年に、あるいは翌年一二四八年には日本に着いたものと思われる。

二、「千板」の内容は何だったのか

ところで、日本から寄贈された「千板」とは具体的にはどのようなものだったのか。「千板」は無準と徳敷の尺牘では「枚」や「片」という量詞で表現されていた。「枚」は、日本では紙一枚、皿一枚などというように、平たいものを数える量詞として定着している。したがって「千板」といえば、千枚の薄板を想起するのだが、漢語の「枚」はおよそ何にでも用いる量詞である。「百枚大石」「橘一枚」「僧一枚」「四五枚衲子」「胡餅四五枚」「蠟燭六枚」「蝦蟇九枚」「花瓶四枚」「鉄劍三枚」「一枚鶏卵」という如し。日本でも、江戸時代には駕籠を二人でかつぐことを「二枚肩」というように、人に対しても用いられた。したがって、「千枚の薄板」という先入観はまずは捨て去らねばならない。

中国に運ばれた「千板」は、既に日本で製板された板千枚ということになるが、「千枚」という数量は多いのか少ないのか。たとえば、現代の建築で五〇坪ていどの家を作り、内装と外装に標準サイズ（サブロク板基準）の板を用いるならば、一〇〇〇枚ほどは必要になるという。つまり、サイズは別として量としての一〇〇〇枚はさほど大きなものではないだろう。ましてや中国五山の第一徑山興聖万寿寺の復興建築である。必要とされた「板材」の総数は、万どころかそれ以上のものであったと思われる。その全体数に占める一〇

○○枚は、さほど多いとはいえないであろう。

となると、問題は量ではなく「千板」の内容と質である。そのことを考える上で参考になるのが、先に引いた『栗棘庵文書』『円爾尺牘案』である。それにいう、

又た承わる、甲寺火厄に懼ると。三復疎（疎）然たり。切に思う、支梧し難からんと。施主に縁有り、謝国明、已に結縁を為し、懼木の太板一百片、其の□中に勝く載す。……情に願う、径山の大仏殿を補せんと欲す（又承甲寺懼火厄、三復疎（疎）然。切思難支梧。施主有縁、謝国明已為結縁、懼木太板一百片、勝載其□中。……情願欲補径山大仏殿）。

ここに「懼木の太板一百片」という。「懼木」はヤマナシである。ヤマナシの木材は寸法安定性が高く、経年しても変形や狂いが少ないので板木として用いられる。また「太板」ともあるので、この懼木一百片は刻本の板木のようにも考えられる。しかし、「円爾尺牘案」では「又承甲寺懼火厄」といい、「情願欲補径山大仏殿」といつているように、当面喫緊の課題は径山復興工事なのだから、それに資する材であろう。

この懼木の中国への輸出については、藤田豊八遺著、池内宏編『東西交渉史の研究』南海篇（二九四三年、星文館）という著作でやや詳細に知ることができた。それにいう、

又た清倪璠の神州古史考に、「其の地に懼木宮、懼木橋有り（この部分、芳澤補）。之を前史に考するに、懼木は日本国の猷ずる所。錢王、石を臥して塘を為り、中を貫くに鉄を以てし、大木で椿を為る。功、神禹に亞ぐ。後人、修治、時を失し、漸次剝蝕し、潮水衝激し、合抱の大椿、天に參じて拔起す。土人、木を盗んで、截つて器血を作る。文理奇緻なり。乃ち知んぬ、即ち昔の所謂ゆる懼木なり（其地有懼木宮、懼木橋。考之前史、懼木日本国所猷。錢王臥石為塘、中貫以鉄、大木為椿。功亜神禹。後人修治失時、漸次剝蝕、

潮水衝激、合抱大椿、參天拔起。土人盜木、截作器皿、文理奇緻。乃知即昔所謂櫛木也」(二一九頁、ルビ芳澤)。

『神州古史考』は清代の康熙年間の倪璠(げいはん)によつて著された地方志で、書かれているのは杭州府についての記録である。注目すべきは「合抱大椿、參天拔起」という表現である。一抱えもある(合抱)大木の杭が、天に届かんばかりに(參天)聳え起つている(拔起)というのである。塘(つみ)が壊れても残つていた櫛木(ヤマナシ)の巨木のありさまである。人々はそれを盗み取つて来て、さまざまな美しい器物に仕上げたというのである。

藤田氏はつづいていう、

櫛木は沙櫛木(さしき)で琉球に産するといふが、宋時此地方に堅緻の木材を日本から輸入した所伝があり、即ち放翁家訓に「四明臨安、倭船時到、用三十千、可得一佳棺」ともあるから、「櫛木日本所獻」といへるは、或は信ずるに足るかも知れぬ。そして此等船舶の下碇した港は多分明州即ち寧波であつたらう」(二一九頁)。

ここに「櫛木は沙櫛木で琉球に産する」というのは誤りで、沙櫛木はヘゴ科の大型シダ植物でヤシの木に似たもので、櫛木とは別物である。「截つて器皿を作る。文理奇緻なり」とあるのは、これはヤマナシの特徴である。「放翁家訓」の意味は「四明(寧波)や臨安(揚州)に倭船が入つて来れば、錢三十貫も使えば、(日本の材木で作つた)立派な棺材を買うことができる」ということであつて、棺材が櫛木だったということではない。

また、同書の「宋代輸入の日本貨につきて」の章にいう、

我が日本より宋時支那に輸入せし貨物所謂舶貨は趙汝适の諸蕃志倭国条に、多産杉木羅木、長至十四五

丈、徑四尺余、土人解為枋板、以巨艦搬運、至吾泉貿易と見え、羅濬等撰述の宝慶四明志卷六に拠れば、日本即倭国、地極東、近日所出、最宜木（＝最も木に宜しく）、率數歲成圍（＝率ね數歲にして圍を成す）、……といひ、……松板、杉板、羅板を挙げ、なほ松板に注して「文細密、如刷糸而瑩潔最上品也」といへるが、これは羅板の注の偶々松板の下に混入せしなるべし。而して此等の舶貨はいふまでもなく、南宋理宗の宝慶年間（A.D.1225-1227）四明即ち今の寧波に輸入せられたるなり」（四九三頁）。

『諸蕃志』は、泉州の市舶司（＝税関の長）を務めた趙汝适（一一七〇～一二三二）の編著で、一二二五年ころ成立、『宝慶四明志』は羅濬撰で、宝慶二年（一二二六）に成立している。いずれも、「板渡し」が行われた時代のもので、そこに日本からの木材が輸入されている記述があることは注目に値する。ただし、右にいう「羅木」は本草学、名物学的には諸説があり、日本のヒノキとするのが正しいように思える⁽³⁾。羅木と羅木との同異はさておいて、この時代に、巨木を産する日本から巨材が輸入されていたのである。

注

(3) 宋周密『癸辛雜識統集』に、「倭人の所居、悉くその国所産の新羅松をもつてこれを為す。即ち羅木なり。色白うして香る、仰塵（＝天井）地板（＝床板）、皆な是なり。復た塗るに香を以てす。其の室に入るときは則ち芬郁常に異なる（倭人所居、悉以其国産新羅松為之。即今之羅木也。色白而香、仰塵地板皆是也。復塗以香。入其室則芬郁異常」。

新井白石『東雅』十六、樹竹、檜の条に、「或人、癸辛雜識に、倭国所産、即今之羅木也と見えし事を、新羅松は剔牙松なり、此方処々これ有りといふ。新羅松の如き、此方にもありぬれど、本国の人の所居、悉くこれをもて屋材とすべきほど、多かるものにはあらず、彼にして日本羅木といふ事の聞こえる始めは、宋高宗南渡の後に、日本羅木をもて翠寒堂を建給ひしと、南宋宮殿記に見えしこそ始なりけれ。彼にして羅をもて呼びし木も少

からず。陸磯詩疏に、極一名赤羅と見えし。……浙江省通志、汴州府志、閩書に見えし羅木、又癸辛雜識に羅木と云しが如き是也。翠寒堂の材、夫等の者に異なるが故に、其物をわかつべきためにこそ、日本羅木とは云ひたるらめ。その羅と云ひしは、埤雅に、櫨、一名羅といふ事を釈して、其文細密如羅、故曰羅也、といひしが如くに此樹その文細密如羅なりければ、かく名づけいふ。また此樹歲寒を凌いで、色を落さざるものなれば、其材を得て建てられし堂を翠寒とは名づけられしなるべし。さらば其の羅木といふものは、我国にいふ所のヒノキ即是なりとぞ見えける」。

新井白石は『癸辛雜識統集』が羅木は新羅松であるとするのを批判し、羅木はヒノキのこととしている。

井岡元泉『毛詩名物質疑』卷之三、木部の櫨に、「櫨ハ即本草ノ鹿梨ナリ。アリノミト云。樹葉、梨ト一般ニシテ葉下ニ寸許ノ刺アルヲ異トス、実小ニシテ棗ノ如シ、味渋シテ食ベカラズ、櫨^マテ食故ニ、ユデナシノ名アリ、冬ニ至リ、ヨク熟シタルハ、燂^マズシテ食ウベシ、然レドモ渣滓多シテ、口ニ佳ナラズ、唐山ニテハ、材用トナス、木理羅ノ如シ、故ニ櫨木ト云、倭櫨草櫨ノ二種アルコト、事物紺殊格、古要論等ニミヘタリ、宋高宗、日本ノ羅木ヲ以テ翠寒堂ヲ建ト云コト、周公謹ガ増武林旧事ニ見ユ」。

『諸蕃志』にいう「長至十四五丈、径四尺余」は、換算すれば、長さおよそ四〇メートル、幅一二八センチあまりになる。これは板のサイズをいうのではあるまい。「日本の山には杉や羅木（ヒノキ）があり、成長すれば長至十四五丈、径四尺余にもなる。それを山から切り出す」ということである。泉州の市舶司（税関）の役人だった趙汝适^{ちようじよかつ}が、日本の森林の事情を伝え聞いたことを記したものだろう。また、ここに出る「枋板」とは厚板もしくは角材のことである⁽⁴⁾。

注

(4) 『漢語大詞典』に「枋板」の項目はなく、「枋」に「堤防を築くのに用いる大木の杭（築堤堰用的大木桩）」、

「二本の柱をつなぐ角材（両柱之間起聯系作用的長形木材）」とあるが要領を得ない。『支那省別全誌』（東亜同文会編纂発行、一九二〇年、全十八卷）第十六卷の第五編林産業、第五章伐木及運材に、貴州の山中から木材を運び出す際に造る筏の詳細が報告されている。「一は大排（＝大いかだ）と呼び、剥皮せる大丸太を其底とし、角材、厚板等を其面上に排列するものとす」とあり、「大条木（＝剥皮せる大丸太のこと）三十六枝 六丈余」「枋板二、三百件 二丈四、五尺」（五三六頁）などとある。「枋板」は厚板、もしくは角材である。そして「枋板なるものは多く造船用材及び家屋建築用材に」するとある。これは清代の報告であるが、「枋板」の義は変わっていないだろう。

日本で山から切り出した巨木を「枋板」という厚板もしくは角材に加工し、それが巨船で泉州に運ばれたのであろう。

『宝慶四明志』でいう「木目は細密で刷毛のようにきめ細やかで、瑩たまのように光り輝く、最上品である（文細密、如刷糸而瑩潔最上品也）」は、ヒノキのことと思われるが、一方、ヤマナシもまた、その硬さと仕上がりの美しさから、木工品・工芸品、家具など精密切削を要するものにも用いられる高級材である。

「千板」は径山復興建築の裝飾部分などに使用する硬木などの特殊材や良質のヒノキ材などが、一次加工を加えた枋板という厚板の状態で、しかも三艘の巨船で運ばれたのだから、その重量もかなりのものだったと思われる。一人二人で運べるような薄板ではなかったたのである。そして、三万緡という巨額の人情銭を渡すことにしたのだから、「千板」にはそれに見合う価値があつたと思われるのである。

最後に、「円爾尺牘案」にいう「櫛木の大板一百片」と「板渡しの墨蹟」にいう「千板」との関係である。「櫛木一百片」は「千板」のうちに含まれるのか、それとも別のものか。前に見たように、「櫛木一百片」を

舶載したのは一二四三年九月であるが、それがいつ中国に着いたかを明確に示す史料は今のところない。

「徳敷尺牘」の「去歲五月、大舟抵此」は「千板」が中国に届いたことをいうのであり、それは既に考証したように一二四六年五月のことである。つまり、「櫛木一百片の舶載」と「千板の到着」間には二年八月もの空白期間がある。

「櫛木一百片」が「千板」の内数に含まれるならば、「櫛木一百片」は日本の博多あたりに二年八月もとどめ置かれたことになる。しかし、径山側の緊急性を鑑みれば、「櫛木二百片」は「千板」よりも先に届けられたのではあるまいか。そしてその後の二年八月月の間に、さらに良質な（その中には櫛木も再び入ったかも知れない）巨材をさがし集めたもの、それが「千板」ではないかと考えられる。